

第160期 定時株主総会 招集ご通知



会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階
大手町三井ホール

日時

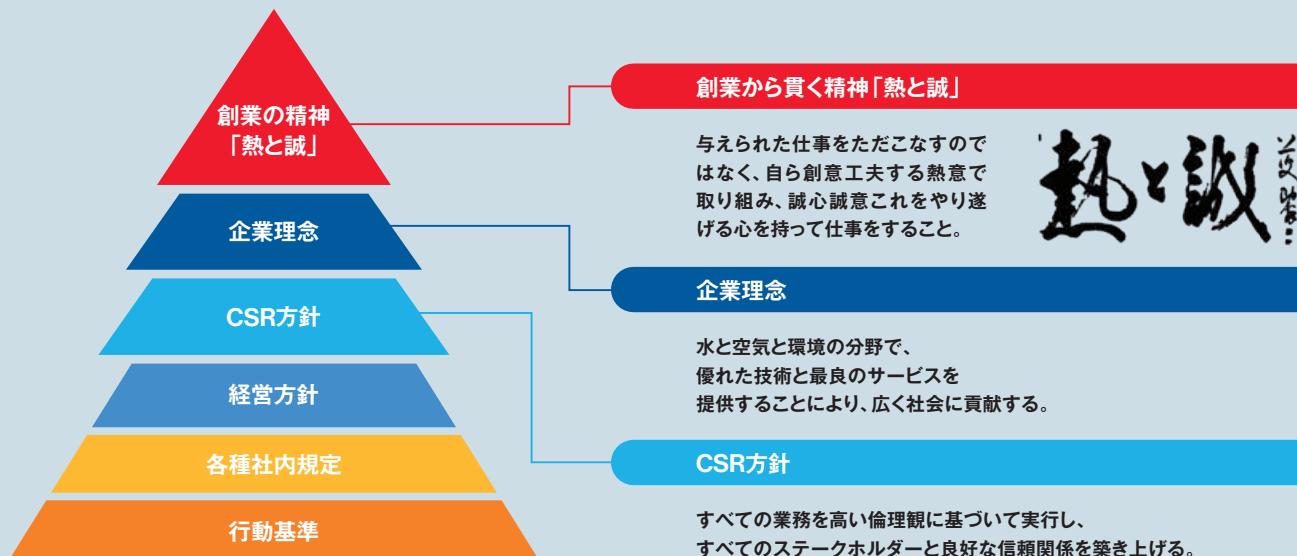
2025年3月26日(水曜日)午前10時開会／受付開始午前9時

目次

第160期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	13
第2号議案 取締役10名選任の件	15
事業報告	33
連結計算書類	89
計算書類	91
監査報告書	93

私たちの使命は社会・産業・くらしを 支えていく製品・サービスを提供し、 社会に貢献していくこと その原点は「熱と誠」

1912年、畠山一清は「ゐのくち式渦巻きポンプ」を世に広めるため、荏原製作所を創業。
世界的に認められていた井口博士の渦巻きポンプの理論を応用し、
水道用ポンプの国産化、災害に備えた水インフラの整備、水道の浄水装置の国産化などに取り組みました。
「日本の近代化に貢献したい」「社会の課題を解決したい」という熱意と誠意、“熱と誠”を原動力に、
荏原製作所は社会・産業・くらしを支えていく製品・サービスを提供し、社会に貢献していくことを使命としてきました。
「熱と誠」の魂を受け継ぐ従業員が、コツコツと培ってきた“技術力”と“信頼性”。これらが私たちの成長の源です。





取締役
代表執行役社長

浅見 正男

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第160期定時株主総会を2025年3月26日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

本株主総会の模様はインターネットによるライブ中継を実施させていただく予定です。

ご来場いただくことが難しい株主様におかれましては、ぜひ、ライブ中継にて株主総会の模様をご覧くださいますよう、お願い申し上げます。



株主の皆様との対話を
追求した荏原の株主総会



会場にて
リアルご参加

▶ 詳細は3頁をご覧ください。



ご自宅よりご視聴、
ご参加

▶ 詳細は5頁をご覧ください。



会場にご来場いただき、株主の皆様のお声をお聞かせください。

インターネットによるライブ中継にて総会の様子をご覧ください。

質問は、事前にご質問受付ウェブサイトをご利用ください。

株式会社 荘原製作所

取締役 代表執行役社長 浅見正男
兼 CEO 兼 COO

第160期 定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第160期（2024年12月期）定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6361/teiji/>



記

1

日時

2025年3月26日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

2

場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール

報告事項

1. 第160期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第160期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

3

目的事項

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件**
第2号議案 取締役10名選任の件

4

招集にあたって
の決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
① 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
従つて、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛の表示があつたものとして取り扱います。

以 上

※事前の議決権行使方法は、4頁及び6頁をご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事前の議決権行使について

郵送による議決権行使



行使期限

2025年3月25日(火曜日)午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

インターネット等による議決権行使

詳細は6頁参照



行使期限

2025年3月25日(火曜日)午後5時15分受付分まで

スマートフォン等による議決権行使方法(スマート行使)

議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取り、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

株主総会ポータル (<https://www.soukai-portal.net>) 又は議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

事前の質問受付について



株主の皆様のお声を聞かせてください。
ご質問受付ウェブサイトの開設

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



当社にご質問したい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。

上記URL又はQRコードより、ご質問受付ウェブサイトにアクセスいただき、ご質問ください。

株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

(事前)質問受付期限 2025年3月18日(火曜日)午後5時15分受付分まで

※ 事前質問の中で、本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

※ 本総会後もご質問をお受けいたします。ライブ中継又は動画配信をご観聴いただいた上でのご質問、ご意見なども上記ウェブサイトにお寄せください。

本ライブ中継は視聴のみとなりますので、ご質問がある場合は、事前にご質問受付ウェブサイトよりご質問ください。

ライブ中継のご視聴を希望される株主様へ

株主様限定 インターネットライブ中継(事前登録制)

本総会の模様は、インターネットによるライブ中継でもご覧いただくことができます。ライブ中継のご視聴を希望される株主様は、事前登録をお願いいたします。登録いただいた株主様に配信サイトのURLをご案内いたします。

ライブ中継日時 **2025年3月26日(水曜日)午前10時から**

※午前9時過ぎから株主総会開会までの間、事業紹介動画やトピックス映像などの投影を予定しています。

ご視聴までの流れ

パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

① 下記URL又はQRコードより、当社ウェブサイトにアクセス

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



② ライブ中継の視聴申込ページより、「株主番号」と「メールアドレス」などの情報を入力
登録完了後、ご登録のメールアドレス宛に配信サイトのURLのご案内が届きます。

③ 株主総会当日、ご案内させていただいた株主総会配信サイトにアクセス

(ご留意事項)

- ・インターネットによるライブ中継はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます。また、本総会開催前及びご視聴後のご質問は上記のウェブサイトでお受けいたします。
- ・ご視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。また配信サイトのURLの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・当日のライブ中継映像は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとします。
- ・本サービスは、日本国内限定のものであり、日本国外からのご参加はお控えください。
- ・株主様の使用機器やネットワーク環境によっては、本サービスをご利用になれない場合もあります。



当日ご視聴、ご参加できなかった株主様へ

開催後の株主総会の動画配信

株主総会にご出席できなかった株主様のために、当社ウェブサイト上で株主総会の報告事項の動画配信を行います。2025年4月上旬に配信を予定しておりますので、ぜひご覧ください。

ご視聴方法

[荏原HP▶株主・投資家情報▶株式・社債情報▶株主総会](https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html)

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使期限

2025年3月25日（火）午後5時15分

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上、アクセスしてください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

► <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

► <https://www.web54.net>

ご注意事項

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、

議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）

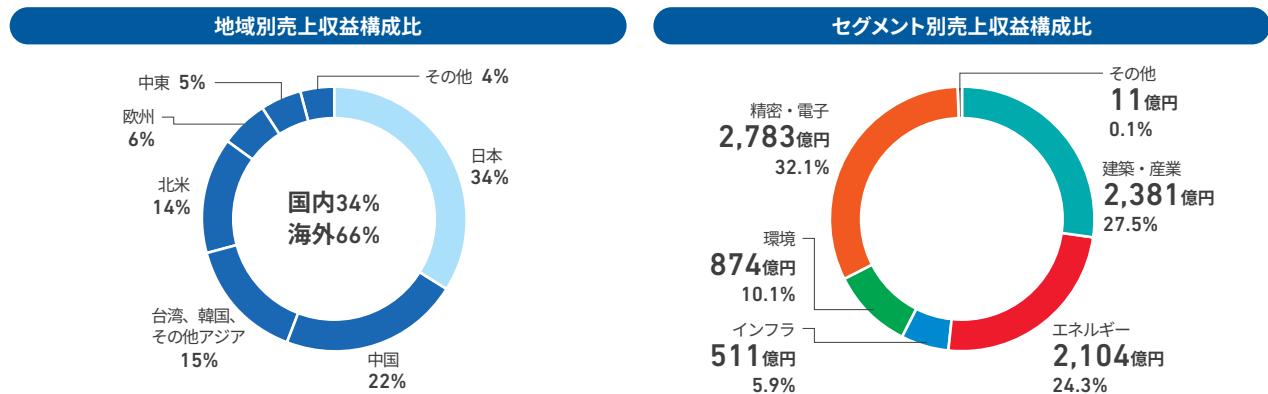


ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

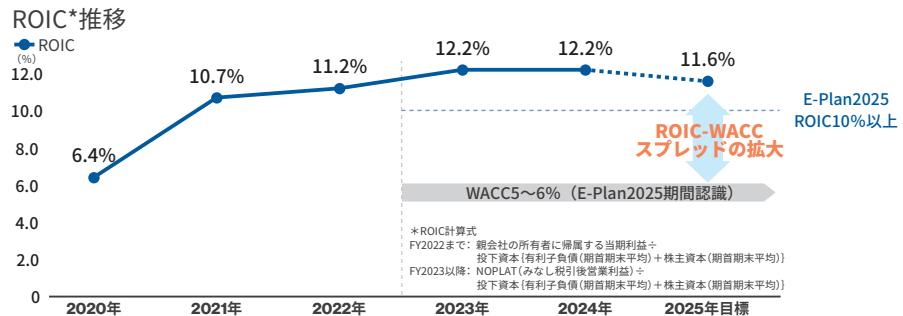
業績の推移

- 売上収益、営業利益ともに、4期連続で過去最高を更新しました。
- 「建築・産業」において、のれんの減損損失を計上したものの、「精密・電子」、「エネルギー」の増益により、全社の営業利益率は前年度と同水準の11.3%を達成。



資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

中期経営計画「E-Plan2025」では、持続的な企業成長と効率的経営の実現に向けて、ROICを重視した「ROIC経営」をさらに深化させることを掲げています。「ROIC 経営」は株主が重視する企業価値の最大化と、事業部門が重視すべき事業価値の最大化を橋渡しする有用な経営手法と捉えています。当社の「ROIC 経営」においては、管理すべき事業単位毎に WACC(ハードル・レート)を設定し、各事業単位で ROIC-WACC スプレッドの最大化を目指した施策を展開しています。



将来の事業成長を見据えた投資の実行

当社は、長期ビジョンE-Vision 2030の実現に向けて、各事業の競争力強化と新規事業の拡大のため、成長投資と基盤投資を加速させています。持続可能な社会の実現に貢献する、革新的な技術開発や生産体制の強化に注力し、グローバル市場での競争力をさらに高めていきます。

既存事業



CMP装置の新生産棟(K3棟)竣工（熊本事業所）



サービス拠点の移設・拡充（インドネシア）



ポンプ販売会社を買収（ウルグアイ）



インバーター内蔵PMモータ搭載ポンプの販売

水素関連事業



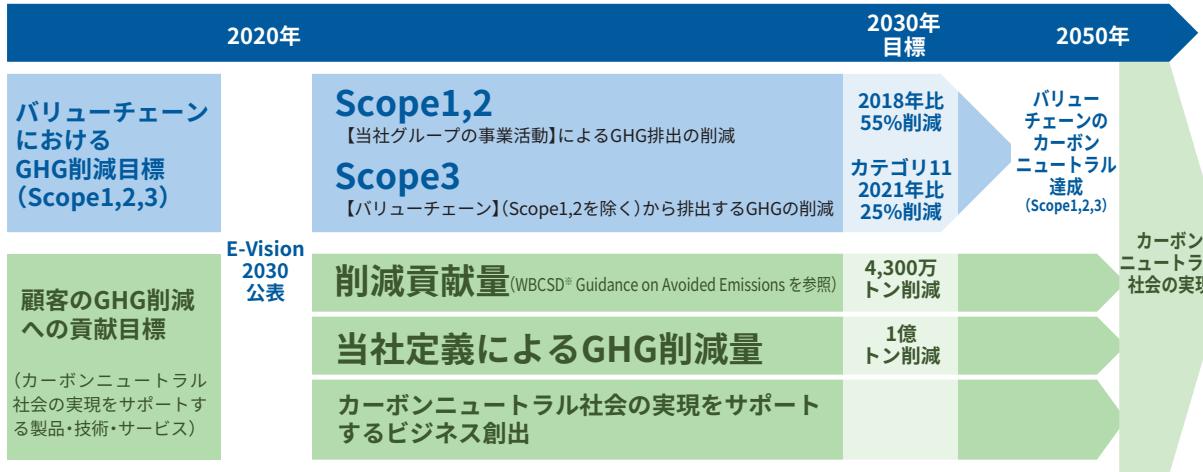
水素関連機器の商用製品試験・開発センターの着工



燃料アンモニア転換実証
火力発電所での液体アンモニア用
キャンドポンプの試運転に成功

カーボンニュートラルに向けた取り組み

2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向け、GHG排出(Scope3)及び、顧客のGHG排出削減に対する2030年の貢献目標を定めました。目標達成に向けて各施策を実行しています。



※WBCSD: World Business Council for Sustainable Development 持続可能な開発のための世界経済人会議

2024年に定めた2030年度の定量目標

Scope3

カテゴリ11を対象に
2021年度比

25%削減

排出削減の取り組み

- 当社製品の高効率化
- 顧客、サプライヤーエンゲージメントの推進
- 部品調達時のミルクラン導入

削減貢献量

2023年～2030年に販売した**当社対象製品**が、製品寿命期間中に削減することのできるCO₂換算量の累計

4,300万トン削減

対象製品・サービス

- 省エネルギー型建築・産業設備(ポンプ)
- コンプレッサ&タービン等の流体機械の改造による高効率化(エンジニアドサービス)
- 水道・農業用水向け高効率送水ポンプシステム
- 廃棄物発電
- バイオマス発電

当社定義によるGHG削減量

2023年～2030年に販売した**当社定義による製品**が、製品寿命期間中に削減することのできるCO₂換算量の累計

1億トン削減

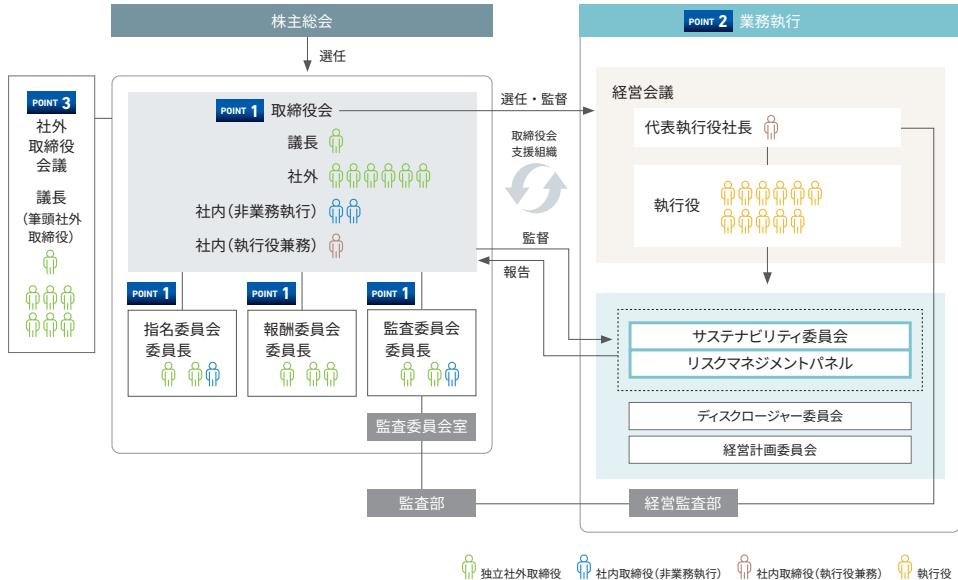
対象製品・サービス

- **エキスパンダ**
LNGプラントにおいて、LNGをタンクに貯蔵する際の余剰圧力のエネルギーを回収し発電することにより、LNGプラントの省エネルギー化に寄与
- **排ガス処理装置**
・水素燃料を用いた燃焼式
・フッ素固定式
・乾式など

コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観として定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じて企業価値向上させ、その成果を株主をはじめとする様々なステークホルダーと分かち合うことを経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。

2024年12月31日現在



POINT 1 監督機能の強化と 透明性の確保

独立社外取締役が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役中心の取締役会構成することにより、独立性・客觀性の観点から経営の監督機能を強化し、透明性を確保しています。
2015年に指名委員会等設置会社に移行。現在の体制は、取締役会議長及び指名・報酬・監査委員会の委員長は独立社外取締役で、取締役及び各委員の過半数が独立社外取締役で構成されています。

POINT 2 業務執行権限の拡大と 競争力強化

監督（取締役会）と執行の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進し、競争力強化と執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を実行しています。

POINT 3 社外取締役会議の設置

独立社外取締役のみで構成される会議体（社外取締役会議）を設置し、取締役会の数日前に毎月開催しています。社外取締役会議では、担当執行役による取締役会議案の事前説明や事業に係わる追加説明がなされ、独立社外取締役が必要な課題を認識し理解を深め自由に議論を行っています。ここでの議論・課題認識を踏まえて独立社外取締役が取締役会に臨むことで、取締役会の議論の質の向上に寄与しています。

取締役会及び各委員会等の活動状況



取締役会 | 議長 大枝宏之(独立社外取締役) 開催回数 15回

主たる役割

- ・継続的に企業価値を向上させるため攻めと守りの両面で適切なリスクテイクを支える最良のガバナンス体制を牽引する
- ・中長期的な視点から、企業戦略などの大きな方向性を示す
- ・独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行う



第160期に議論された主な事項

- ・長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- ・法令遵守体制・内部通報制度の検証と提言
- ・サステナビリティに関する中長期課題の検証とモニタリング
(人材育成、ダイバーシティ&エンクルージョン(DE&I)、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス(DD)、カーボンニュートラル、TCFD提言に基づく情報開示[※]への対応策、労働安全、品質保証、コンプライアンス活動等)
- ・新規事業開発と全社マーケティング活動
- ・年度経営計画の策定、各事業部門KPIの設定
- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の改定
(サステナビリティに対する取締役会の役割・機能の明確化等)
- ・取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ

[※]「TCFD提言に基づく情報開示」: TCFDによる企業の気候関連情報開示モニタリング機能が2024年にIFRS®サステナビリティ開示基準S2号気候関連開示(以下、IFRS®S2)に引き継がれたため、IFRS®S2の開示基準を参照して2024年6月時点での情報を一部更新しました。

取締役会の構成



取締役会議長の評価

- ・2024年12月に実施(年1回)



社外取締役会議 | 議長・筆頭社外取締役 高下貞二(独立社外取締役) 開催回数 13回

主たる役割

- ・独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場

第160期に議論された主な事項

- ・長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- ・法令遵守体制・内部通報制度の検証と提言
- ・サステナビリティに関する中長期課題の検証とモニタリング
(人材育成、ダイバーシティ&エンクルージョン(DE&I)、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス(DD)、カーボンニュートラル、TCFD提言に基づく情報開示への対応策、労働安全、品質保証、コンプライアンス活動等)
- ・新規事業開発と全社マーケティング活動
- ・年度経営計画の策定、各事業部門KPIの設定
- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の改定
(サステナビリティに対する取締役会の役割・機能の明確化等)
- ・取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ

社外取締役会議の構成





指名委員会 | 委員長 高下貞二(独立社外取締役) 開催回数 18回

第160期に議論された主な事項

- ・次期社長最終候補者育成プログラムの実施とモニタリング
- ・取締役のサクセションプラン
- ・取締役候補者の審議
- ・執行役候補者の審議
- ・取締役のBCP

指名委員会の構成

委員長

構成

●社外 ●社内



報酬委員会 | 委員長 藤本美枝(独立社外取締役) 開催回数 14回

第160期に議論された主な事項

- ・取締役及び執行役の報酬制度
- ・取締役及び執行役の個人別報酬
- ・執行役の業績評価結果における短期業績連動報酬額
- ・執行役の報酬改定に纏まるルールの検討
- ・マルス・クローパック条項の導入検討

報酬委員会の構成

委員長

構成

●社外 ●社内



監査委員会 | 委員長 北山久恵(独立社外取締役) 開催回数 22回

第160期に議論された主な事項

- ・執行役等の職務執行・法令遵守体制の監査
- ・会社法、金融商品取引法に係るグループ内部統制の整備・運用状況、改訂内部統制基準への対応準備状況
- ・会計監査人・内部監査部門との連携強化、三様監査の体制強化、モニタリング中心の監査体制の確立・強化
- ・IFRS会計基準重要会計事項に係る会計処理の適切性、四半期開示制度変更への対応状況
- ・対面市場別5カンパニー制・CxO制におけるグローバルなグループガバナンス体制の整備状況、中期経営計画E-Plan2025の進捗状況
- ・非財務(サステナビリティ)情報の収集・分析・開示に係る業務プロセスの確認
- ・内部通報窓口の整備・運用状況の点検、通報案件対応における実効性の確保

監査委員会の構成

委員長

構成

●社外 ●社内

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。株主還元につきましては、連結配当性向35%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

この方針に基づき、第160期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき32円といたしたいと存じます。

なお、当社は2024年7月1日付で普通株式1株を5株とする株式分割を実施しています。2024年9月にお支払いしました中間配当金(1株につき115円)は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると23円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株につき55円となります。

期末配当に関する事項

1

2

3

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

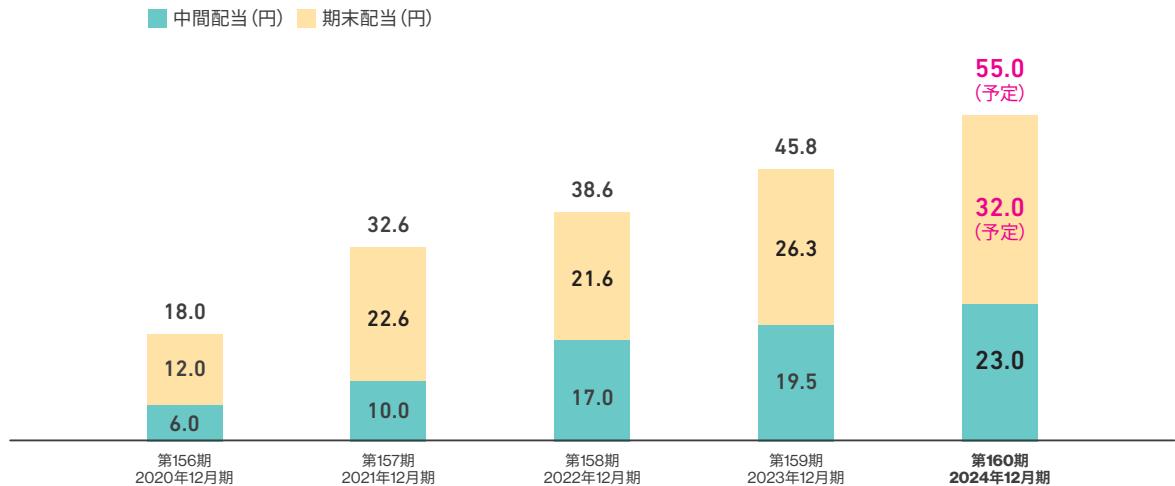
当社普通株式1株につき、
金32円
総額 14,781,290,400円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

[ご参考]

1株当たり配当金の推移



配当金等の推移

区分	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度)	第160期 (2024年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	18.0	32.6	38.6	45.8	55.0(予定)
連結配当性向	(%)	35.4	35.2	35.2	35.0	35.6(予定)

※当社グループは、第157期より、国際財務報告基準(IFRS)を適用しており、第156期の連結配当性向についても、IFRSに準拠して表示しています。

※当社は2024年7月1日付で普通株式1株を5株とする株式分割を実施しています。上記のグラフ及び表は、過去4期に遡って比較できるように第156期の期首に株式分割が行われたと仮定して表示しています。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ここに取締役10名の選任をお願いするものです。

本議案の取締役候補者が原案どおり選任されると、取締役10名中、社外取締役が7名、女性取締役が3名の体制となり、取締役会が引き続き高い独立性と多様性を備えた監督機能を発揮できると考えています。

各候補者は、当社で定めた「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と独立性基準」(29頁及び30頁)を満たしています。

また、当社は、取締役会及び取締役の実効性を維持・向上させるために「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において取締役に求める役割・資質要件を属性や役職(社外取締役、議長、筆頭社外取締役等)ごとに明確に定めました(31頁及び32頁)。指名委員会は各取締役候補者が当該要件に加え、当社が重要と考える「取締役候補者に期待する分野」の複数の項目についての知識・経験を有していることを確認し、決定しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ebara.co.jp/ir/governance/information/governance-policy.html>

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	属性
1	浅見 正男	取締役 代表執行役社長	100% (15/15回)	再任 非執行
2	細田 修吾	執行役 (新任取締役候補者)	-% (-/-回)	新任 執行
3	大枝 宏之	取締役 取締役会議長 指名委員会委員	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
4	西山 潤子	取締役 監査委員会委員	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
5	藤本 美枝	取締役 報酬委員会委員長	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
6	長峰 明彦	取締役 監査委員会委員	100% (15/15回)	再任 非執行
7	島村 琢哉	取締役 報酬委員会委員	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
8	高下 貞二	取締役 筆頭社外取締役 指名委員会委員長	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
9	沼上 幹	取締役 報酬委員会委員	100% (15/15回)	再任 社外 独立役員
10	北本 佳永子	(新任取締役候補者)	-% (-/-回)	新任 社外 独立役員

再任 再任取締役候補者

執行 業務執行取締役候補者

新任 新任取締役候補者

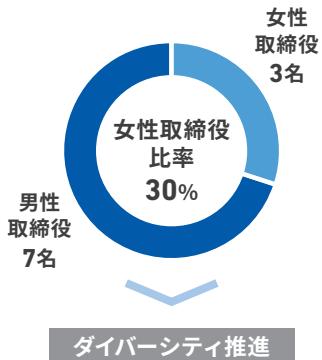
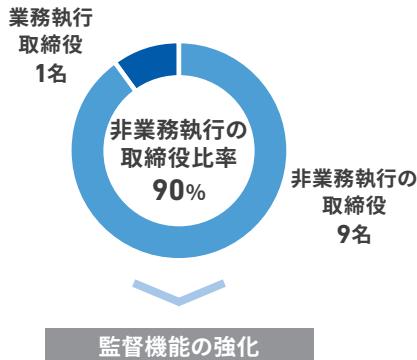
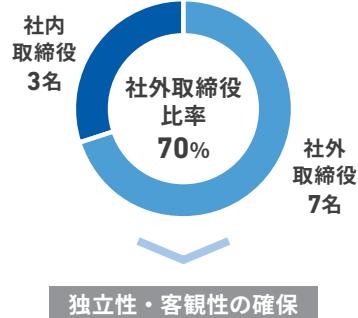
非執行 非業務執行の取締役候補者(社内)

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

取締役会の構成

※本議案が可決された場合、以下のような取締役会の構成となります。



候補者番号	就任予定委員など	当社が取締役候補者(社外及び非執行)に期待する分野							
		法務リスク管理	人事・人材開発	財務・会計資本政策	監査	企業経営経営戦略	技術研究開発・イノベーション	環境	社会
1	会長 指名委員	✿			✿	✿	✿	✿	✿
2	代表執行役社長	-	-	-	-	-	-	-	-
3	取締役会議長 指名委員	✿	✿		✿			✿	✿
4	監査委員会委員長			✿	✿	✿	✿	✿	✿
5	報酬委員会委員長	✿	✿	✿				✿	✿
6	監査委員	✿		✿	✿			✿	✿
7	報酬委員		✿	✿	✿			✿	✿
8	筆頭社外 指名委員会委員長	✿	✿	✿				✿	✿
9	報酬委員		✿	✿	✿			✿	✿
10	監査委員	✿		✿	✿			✿	✿

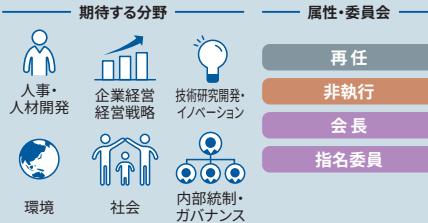
指名委員会委員長 指名委員会委員長候補者 報酬委員会委員長 報酬委員会委員長候補者 監査委員会委員長 監査委員会委員長候補者

指名委員 指名委員会委員候補者 報酬委員 報酬委員会委員候補者 監査委員 監査委員会委員候補者 筆頭社外 筆頭社外取締役候補者

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

**あさみ まさお
浅見 正男**
1960年4月7日(満64歳)
 ※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)
出席率(2024年度)
 取締役会
 100%(15/15回)
**株主の皆様へ**

E-Vision2030で掲げる「2030年にありたい姿」を目指す執行を、Governance to Valueによる企業価値向上を掲げる取締役会の会長として支え、監督することによって、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと思っております。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、社長在任時に強いリーダーシップを發揮し、最適な業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、企業価値を大幅に向上させました。

指名委員会は、候補者が当社の定める取締役に求められる資質要件を満たしており、今後は取締役会長を兼務する非業務執行の取締役として、公正に経営の監督を遂行すること、取締役会長としてガバナンス改革を推進することができると判断し、取締役候補者としました。

**略歴並びに当社における地位及び担当**
1986年 4月 当社入社

2010年 4月 当社執行役員

2011年 4月 当社精密電子事業カンパニー
営業統括部長

2014年 4月 当社常務執行役員
2015年 6月 当社執行役常務

2016年 4月 当社精密電子事業カンパニー
プレジデント

2019年 3月 当社取締役(現在)
同 当社代表執行役社長(現在)

2023年 1月 当社CEO(現在)
同 当社COO(現在)
2024年 1月 当社精密電子カンパニー プレジデント
所有する当社株式数

258,535株

取締役在任期数

6年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

候補者番号

2

ほそだ
細田 修吾
しゅうご

1966年9月1日(満58歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会

ー%(ー/一回)

期待する分野

(代表執行役社長)

属性・委員会

新任

執行

代表執行役社長



株主の皆様へ

VUCAの時代はリスクであるとともに適応能力のある企業にとって機会にもなり得ると認識しています。当社連結グループは現在、4期連続して過去最高業績を更新する拡大局面にありますが、引き続き機会を逸することなくチャレンジを推進する一方で、好調期の今だからこそ、社会の変化やお客様の真のニーズに目を凝らし、先へ先へと丁寧に手を打っていくことが重要と考えます。中長期的な企業価値の最大化を目指し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、環境プラント事業、本社経営企画部門、海外グループ会社の事業責任者、本社経理・財務部門の責任者を経て、CFOを務めるなど、多様な経験を有するとともに、事業に対する深い理解と戦略構想力を持ち、あらゆる場面で強いリーダーシップを発揮しました。

指名委員会は、候補者が当社の定める取締役に求められる資質要件を満たしており、今後、候補者には、代表執行役社長を兼務する取締役として、業務執行の陣頭指揮を執り、更なる成長を目指していくとともに、今後は監督と執行の両面で、取締役会において適切な役割を果たすことが可能であると判断し、新たに取締役候補者としました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1993年10月	当社入社
2015年 4月	当社ガバナンス推進統括部長
2016年 4月	エリオットグループホールディングス株式会社 Deputy Vice President
同	Elliott Company Deputy Vice President
2018年 1月	エリオットグループホールディングス株式会社 Vice President
同	Elliott Company Vice President
2019年 1月	エリオットグループホールディングス株式会社 取締役

2021年 3月	当社執行役(現在)
同	当社経理財務統括部長
2022年 3月	当社グループ経営戦略・経理財務統括部長
2023年 1月	当社経営企画・経理財務統括部長 兼 CFO
2023年 8月	荏原(中国)有限公司 董事長(現在)
2024年 1月	当社CFO (経営企画／財務／会計／税務担当) (現在)

所有する当社株式数

63,605株

取締役在任年数

一年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

※本議案が承認された場合

候補者番号

3

おおえだ ひろし 大枝 宏之

1957年3月12日(満68歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	指名委員会	社外取締役会議
100%(15/15回)	100%(18/18回)	100%(13/13回)



株主の皆様へ

当社の取締役会は、コーポレートガバナンスを進化させてそれを企業価値向上という具体的な成果に結びつけていく「Governance to Value」を目指しています。幸いに当社の直近の業績及び株価は堅調で、具体的な成果が一定程度出てきていると手応えを感じていますが、重要なのはこれからも当社のガバナンスを常に進化させ続けることであり、私自身一層気を引き締めて今後の取締役会の運営を行い議長の職責を果たしていく所存です。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、製粉・食品業界を代表する上場企業において経営に携わり、メーカーにおける経営トップの立場で事業業績を向上させた実績と企業経営全般に豊富な経験を有し、グローバルビジネスにも精通っています。当社においても取締役会議長として取締役会を牽引するとともに、指名委員会委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計・資本政策」及び「企業経営・経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き取締役会議長として取締役会の運営及びガバナンス向上にリーダーシップを発揮することができると判断し、社外取締役候補者としました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	日清製粉株式会社 (現株式会社日清製粉グループ本社) 入社
2009年 6月	株式会社日清製粉グループ本社取締役
2011年 4月	同社取締役社長
2015年 4月	国立大学法人一橋大学経営協議会委員
2017年 4月	株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役
2017年 6月	同社特別顧問(現在)
同	株式会社製粉会館取締役社長 (2022年6月退任)
2018年 3月	当社取締役(現在)
同	当社指名委員会委員

2018年 6月	積水化学工業株式会社社外取締役(現在)
2019年 3月	当社指名委員会委員長
2019年 6月	公益財団法人一橋大学後援会理事長(現在)
2020年 3月	当社筆頭社外取締役
2020年12月	日本ユヌスコ国内委員会副会長 (2023年11月退任)
2022年 3月	当社取締役会議長(現在)
同	当社指名委員会委員(現在)
2023年 6月	日本郵政株式会社社外取締役(現在)

所有する当社株式数

16,505株

取締役在任年数

7年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

株式会社日清製粉グループ本社特別顧問
積水化学工業株式会社社外取締役^{*}
公益財団法人一橋大学後援会理事長
日本郵政株式会社社外取締役^{*}
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

大枝宏之氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

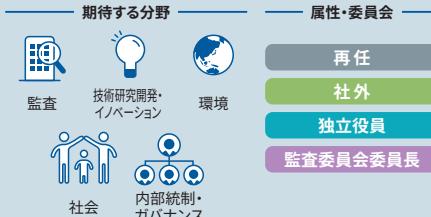
4

にしやま じゅんこ
西山 潤子

1957年1月10日(満68歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	報酬委員会*	監査委員会*	社外取締役会議
100%(15/15回)	100%(3/3回)	100%(16/16回)	100%(13/13回)



株主の皆様へ

2025年は「E-Plan2025」の仕上げの年です。企業のガバナンスのあり方が厳しく問われる今、荏原製作所は、Governance to Valueを積極的に実践し、企業の信頼と価値を高めてきました。今年は、ありたい姿を2030年から更にその先に向けて議論し新たな中長期経営計画を策定していく年です。引き続き社外取締役・監査委員として荏原グループのコーポレートガバナンス体制の強化に取り組み、更なる企業価値向上のための議論を後押しする所存です。



社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、ヘルスケア業界を代表する上場企業において研究開発、環境推進等に従事するとともに、常勤監査役として全社の監査にも携わり、企業経営全般に豊富な経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「監査」、「技術研究開発・イノベーション」及び「環境」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに監査委員会委員長として監査委員会を牽引することができると判断し、社外取締役候補者としました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月	ライオン油脂株式会社 (現 ライオン株式会社) 入社
2006年 3月	同社購買本部製品部長
2007年 3月	同社生産本部第2生産管理部 製品購買担当部長
2009年 1月	同社研究開発本部包装技術研究所長
2014年 1月	同社CSR推進部長
2015年 3月	同社常勤監査役

2019年 3月	同社顧問(2021年3月退任)
同	当社取締役(現在)
同	当社監査委員会委員
2019年 6月	株式会社ジャックス社外取締役 (2023年6月退任)
2020年 6月	戸田建設株式会社社外監査役(現在)
2021年 3月	当社報酬委員会委員
2024年 3月	当社監査委員会委員(現在)

所有する当社株式数

15,005株

取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

戸田建設株式会社社外監査役^{*}
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

西山潤子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

*西山潤子氏は、2024年3月27日開催の取締役会終結の時をもって報酬委員会委員を退任しましたので、同日以前に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。また、同取締役会において新たに監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した監査委員会への出席状況を記載しています。

候補者番号

5

藤本 美枝

1967年8月17日(満57歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	報酬委員会	社外取締役会議
100%(15/15回)	100%(14/14回)	100%(13/13回)

株主の皆様へ

今年度は、新体制のもとで、新しい長期ビジョンの検討や次の中期経営計画の策定が行われます。外部環境の変化が目まぐるしく先が読みづらい時代にあって、取締役会においても、多様な経験に基づく異なる視点が必要とされています。社外取締役としてその役割をしっかりと果たし、在原製作所の企業価値向上のため尽力いたします。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、弁護士として労働関連法規を中心とした企業法務に精通しているとともに、上場企業における社外役員経験を有しています。当社においてもそれらの豊富な経験と高い見識・専門性を活かし取締役会等の重要な会議において積極的に発言するとともに、報酬委員会委員長として当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議等、報酬委員会活動を牽引しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員長として報酬委員会を牽引することができると判断し、社外取締役候補者としました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていくだと判断しています。



略歴並びに当社における地位及び担当

1993年 4月	弁護士登録(現在)
同	新東京総合法律事務所入所
2009年 6月	株式会社クラレ社外監査役
2015年 4月	TMI総合法律事務所入所(現在)
2015年 6月	生化学工業株式会社社外監査役 (2023年6月退任)
2016年 6月	株式会社東京放送ホールディングス (現株式会社TBSホールディングス) 社外監査役(株式会社TBSテレビ監査役)(現在)

2019年 3月	株式会社クラレ社外取締役 (2020年3月退任)
2020年 3月	当社取締役(現在)
同	当社報酬委員会委員
2022年 3月	当社報酬委員会委員長(現在)
2024年 6月	エレマテック株式会社社外取締役(現在)

所有する当社株式数

13,505株

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

弁護士
TMI総合法律事務所パートナー
株式会社TBSホールディングス社外監査役^{*}
(株式会社TBSテレビ監査役)
エレマテック株式会社社外取締役
(※候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

藤本美枝氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

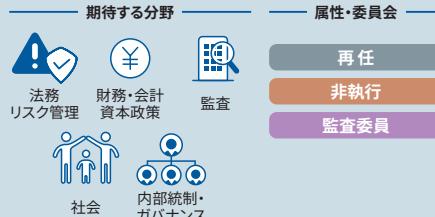
6

ながみね
長峰 明彦
あきひこ

1958年5月5日(満66歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	監査委員会
100%(15/15回)	100%(22/22回)



株主の皆様へ

コロナ禍から尾を引く世界的な物価高、ウクライナやガザの紛争、ポピュリズムの台頭や対立と分断など世界の混乱が続くなが、当社は中計最終年度に向け確かな足取りで歩を進めています。私はこれまでの経験を活かし、監査委員として日々の活動を通じて経営陣の果敢なリスクテイク、適切なリスク管理を後押しし、当社の社会課題解決への挑戦、企業価値向上に向けた取り組みに貢献する所存です。社会の信頼、株主の皆様の負託に応えるべく尽力いたします。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、同部門の責任者として当社グループの経理財務に関する高度化・効率化を推進し、財務基盤の強化において強いリーダーシップを発揮しました。取締役就任後も監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務・リスク管理」、「財務・会計・資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き監査委員会委員として力を発揮することができると判断し、取締役候補者としました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月	株式会社荏原電産入社	2015年 6月	当社執行役
2006年 6月	同社取締役	同	当社経理財務・連結経営・内部統制担当
2010年 7月	当社入社、財務・管理統括部審査室長	2021年 3月	当社取締役(現在)
2014年 4月	当社経理財務統括部長	同	当社監査委員会委員(現在)
2015年 4月	当社執行役員		

所有する当社株式数

94,175株

取締役在任期数

4年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

候補者番号

7

しまむら たくや 島村 琢哉

1956年12月25日(満68歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	報酬委員会	社外取締役会議
100%(15/15回)	100%(14/14回)	100%(13/13回)



株主の皆様へ

VUCAの時代、今までの前提が突然変わってしまうほど激しく変動する事業環境を的確に捉え、当社グループは一時はやりに惑わされず、永年培ってきた技術的コアコンピタンスを礎に「対面市場、顧客視点」にたった複合的なソリューションプロバイダーとして社会の新たなイノベーションを支える役割を確実に実行しております。社外取締役として、株主の皆様の期待に応え、更なる企業価値の向上に貢献できるように努めてまいります。



社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、長きにわたり化学・素材業界を代表する上場企業の経営に携わっており、メーカーにおける経営トップの立場で組織文化変革に強いリーダーシップを発揮した経験を有し、グローバル一体経営にも精通しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計・資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員として力を発揮することができると判断し、社外取締役候補者としました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	旭硝子株式会社(現AGC株式会社)入社	2015年 3月	同社代表取締役社長執行役員CEO
2009年 1月	同社執行役員 化学品カンパニー企画・管理室長	2021年 1月	同社代表取締役会長
2010年 1月	同社執行役員 化学品カンパニープレジデント	2021年 3月	同社取締役会長(現在)
2013年 1月	同社常務執行役員 電子カンパニープレジデント	2022年 3月	当社取締役(現在)
2015年 1月	同社社長執行役員CEO	2022年 6月	当社報酬委員会委員(現在) JFEホールディングス株式会社社外監査役(現在)

所有する当社株式数

7,405株

取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

AGC株式会社取締役会長*
JFEホールディングス株式会社社外監査役*
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

島村琢哉氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に關し、同氏が過去に業務執行に携わっていましたAGC株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合	比較対象	備考
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	AGC株式会社	0.1%未満 (5億円未満)	当社2024年12月期連結売上収益	同氏は2021年3月より同社の業務執行に携わっていません。

候補者番号

8

こうげ 高下貞二 ていじ

1953年11月14日(満71歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	指名委員会	社外取締役会議
100% (15/15回)	100% (18/18回)	100% (13/13回)



株主の皆様へ

荏原グループは創業の精神である「熱と誠」を全ての軸とし、技術力と信頼性を強みに「社会課題の解決」に貢献することを使命としています。社外取締役として、当社の持続的成長と企業価値向上のため、攻めと守りの両面を視野に入れた適切なリスクテイクを支える環境の整備、中長期的な視点にたった企業戦略やESG経営への助言、業務執行に対する実効性の高い監督に努めてまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、長きにわたり化学・住宅業界を代表する上場企業の経営に携わっており、メーカーにおける経営トップの立場で事業業績を向上させESG経営にも積極的に取り組まれるなど、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、指名委員会委員長として社長の承認計画策定等、経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計・資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き指名委員会委員長として指名委員会を牽引することができるとの判断し、社外取締役候補者としました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1976年 4月	積水化学工業株式会社入社	2014年 3月	同社取締役専務執行役員 CSR部長 兼 コーポレートコミュニケーション部長
2005年 6月	同社取締役 同 名古屋セキスイハイム株式会社 代表取締役社長	2015年 3月	同社代表取締役社長 社長執行役員
2005年10月	積水化学工業株式会社取締役 住宅カンパニープレジデント室長	2020年 3月	同社代表取締役会長
2008年 2月	同社取締役 住宅カンパニープレジデント	2022年 6月	同社取締役会長(現在)
2008年 4月	同社取締役常務執行役員 住宅カンパニープレジデント	2023年 3月	当社取締役(現在)
2009年 4月	同社取締役専務執行役員 住宅カンパニープレジデント	同	当社指名委員会委員
		2024年 3月	当社筆頭社外取締役(現在)
		同	当社指名委員会委員長(現在)

所有する当社株式数

4,410株

取締役在任期数

2年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

積水化学工業株式会社取締役会長^{*}
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

高下貞二氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

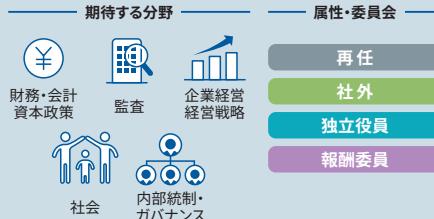
9

沼上 幹

ぬまがみ
1960年3月27日(満64歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会	報酬委員会*	監査委員会*	社外取締役会議
100%(15/15回)	100%(11/1回)	100%(6/6回)	100%(13/13回)



株主の皆様へ

私はこれまで戦略論と組織論を中心に経営学の研究・教育に携わってまいりました。また、エグゼクティブ・プログラムを通じて多様な企業の経営層の方々との対話を経験し、自らも大学の理事として大学経営にも関与し、経営に関する学びを深めてまいりました。社外取締役に選任いただきましたなら、これまでに学んできた理論的・実証的知見を活用して、荏原製作所のガバナンスの充実と企業価値の向上に向けて精一杯努力していく所存です。



社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、企業経営の研究者として、企業の経営戦略や組織のあり方について深い学識を有するとともに、様々な産業分野に精通し、幅広く提言を行っています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系の見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「財務・会計・資本政策」、「監査」及び「企業経営・経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員として力を発揮することができますと判断し、社外取締役候補者としました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

略歴並びに当社における地位及び担当

2000年 4月	一橋大学大学院商学研究科教授
2011年 1月	一橋大学大学院商学研究科研究科長
2014年12月	一橋大学理事・副学長
2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科教授 (2023年3月退任)
2018年 6月	JFEホールディングス株式会社 社外監査役(現在)
2021年 4月	東京工業大学 エネルギー・情報卓越教育院教授 (2023年3月退任)

2022年 6月	東京センチュリー株式会社 社外取締役(現在)
2023年 3月	当社取締役(現在)
同	当社監査委員会委員
2023年 4月	一橋大学名誉教授(現在)
同	早稲田大学ビジネス・ファイナンス 研究センター研究院教授(現在)
2024年 3月	当社報酬委員会委員(現在)

所有する当社株式数

4,410株

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

JFEホールディングス株式会社社外監査役^{*}
 東京センチュリー株式会社社外取締役^{*}
 一橋大学名誉教授
 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター
 研究院教授
 (※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

沼上幹氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

*沼上幹氏は、2024年3月27日開催の取締役会終結の時をもって監査委員会委員を退任しましたので、同日以前に開催した監査委員会への出席状況を記載しています。また、同取締役会において新たに報酬委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。

候補者番号

10

きたもと
かえこ
北本 佳永子

1965年4月15日(満59歳)
※年齢は、株主総会時点(2025.3.26)

出席率(2024年度)

取締役会
ー%(-/-回)



株主の皆様へ

企業の外部環境及び内部環境の変化の速度は増してきており、変化に対応できるコーポレートガバナンスの構築と運用が一層重要になってきております。これら変化に応じて荏原グループのコーポレートガバナンス改革を進めるため、監査法人での企業監査経験に基づき独立した客観的な視点を持ち、加えて収益性・資本効率向上のためより効果的な内部統制等の運用が行われるよう経験と知識を生かし、中長期的な企業価値向上に貢献できるよう尽力してまいります。



社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、公認会計士として長きにわたり大手監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を有しております。候補者は、当社が定めた取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「法務・リスク管理」、「財務・会計・資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、監査委員会委員として力を発揮することができると判断し、新たに社外取締役候補者としました。

なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4月	サッポロビール株式会社 (現 サッポロホールディングス株式会社) 入社
1993年10月	太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
1997年 4月	公認会計士登録(現在)
2009年 7月	EY新日本有限責任監査法人 パートナー
2018年 9月	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会委員 (2024年8月退任)

2019年 7月	EY新日本有限責任監査法人 常務理事 (2023年6月退所)
2023年 7月 同	ダイキン工業株式会社 社外監査役(現在) 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 社外取締役(現在)

所有する当社株式数

0株

取締役在任年数

一年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

公認会計士
ダイキン工業株式会社社外監査役*
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
社外取締役*
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

北本佳永子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1)当社は、大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、6氏は引き続き独立役員となります。また、北本佳永子氏の選任が承認可決された場合には、新たに独立役員となります。
- (2)大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の6氏が当社社外取締役として在任中の2025年2月20日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。6氏は、事前に当該事業を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言等を行ってまいりました。また、当該事業を認識した後は、早急な事業の究明、再発防止に向けた内部統制体制の強化・コンプライアンスの徹底について提言等を行っております。
- (3)大枝宏之、西山潤子、島村琢哉、高下貞二、沼上幹、北本佳永子の6氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。
- (4)藤本美枝氏が2019年3月から2020年3月まで社外取締役に就任していた株式会社クラレは、浄水施設等で使用される特定活性炭の製造販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2019年11月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起していました。当該事実の判明後は、取締役会等において会社の取り組みの内容を確認し、再発防止のための提言を行うなどの対応を行いました。
- (5)社外取締役候補者の独立性等
- ①社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。
- ②社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
- ③社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬等を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けている事実もありません。
- ④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
- 3.「社外取締役の独立性基準」における「荏原グループと重要な取引関係がある企業」に関連して、各事業年度における次の金額及び比率が、いずれも500万円未満かつ0.1%未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略しています。(軽微基準)
- 4.責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1)当社と大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の6氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において6氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き6氏と同様の契約を継続する予定であります。
- (2)本議案において北本佳永子氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責

任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときには限りません。

5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められます。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6.各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会時の満年齢となります。

7.本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	高下 貞二（委員長）、大枝 宏之、浅見 正男
報酬委員会	藤本 美枝（委員長）、島村 琢哉、沼上 幹
監査委員会	西山 潤子（委員長）、長峰 明彦、北本 佳永子

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等を未然に防ぐための統制環境を整える観点(守りの姿勢)に加えて、事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点(攻めの姿勢)においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な資質・能力を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が少なくとも一つの分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する他の取締役からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役を最小限とした上で、非業務執行の取締役(独立社外取締役*と執行役を兼務しない社内出身取締役)を有効に活用します。コーポレートガバナンスの要諦をなす指名・報酬及び監査の各委員会は、その独立性と客觀性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、各委員会委員長も原則として社外取締役とします。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とします。

*「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。

当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

コーポレート・ガバナンスの変遷－新たなフェーズへの進化

2001年

フェーズ I

ガバナンスへの取り組み着手
(執行役員制導入)

社外取締役の人数
取締役の人数

- 執行役員制を導入
- 定款上の取締役員数を削減

2007年

フェーズ II

ガバナンス改革開始
(社外取締役の招聘)

2/12

4/12

- 社外取締役を招聘
- (任意) 指名・報酬委員会設置
- 報酬制度改定

2015年

フェーズ III

ガバナンス体制の変革
(指名委員会等設置会社への移行)

7/14

7/13

- 取締役の過半数を社外取締役に
- 取締役会の実効性評価を開始

2019年

フェーズ IV

透明性・実効性の更なる向上
(議長・委員長を社外取締役に)

7/11

7/10

- 取締役会議長を社外取締役から選任
- 業務執行兼務の取締役を代表執行役社長1名に
- 三委員会の委員長を全員社外取締役に

2022年～

フェーズ V

取締役会のパフォーマンスの深化
より強く
G to V*への貢献 ➡➡➡ サステナビリティ
経営を重視

*G to V : Governance to Value

- 中長期的課題解決に向けた成長をサポート
- 執行側のサステナビリティに対する監督
- 取締役会とステークホルダーとの対話
- 実効性向上に向けた取り組みの継続

監査役会設置会社

指名委員会等設置会社

社外取締役の役割と独立性基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、執行上の重要な施策、経営の成果及び執行役のパフォーマンスを隨時監督・検証し、客観的な立場から、現執行役に経営を委ねることの適否について、率直な問題解決思考の意見・提言をすることを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より選出します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【社外取締役の独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社(以下、「荏原グループ」と重要な取引関係がある企業の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 茅原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 茅原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 茅原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者
具体的には、取締役候補者選定時から過去2年内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 茅原グループに専門的サービスを提供している者
“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。
 - ① 公認会計士
過去5年内に茅原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント
過去3年内に茅原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円(税込)以上の報酬を得たことがある者
- 5) 茅原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号から第4号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 茅原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

取締役に求める役割及び資質・能力(コーポレート・ガバナンス基本方針 第6章より抜粋)

	《役割》	《資質・能力》
取締役	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が、企業戦略等の大きな方向性を示すこと、業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと及び独立・客観的立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うことを実現するために、取締役会での議論及び業務執行のモニタリングに最善の努力を払う 特定の分野における専門的知見を基に、幅広い見識と論理的思考力をもって賛否の表明に留まらず、新たな論点を提示する 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた人格・高い倫理観・探究心・独立心 企業経営に関する知見を基に、責任ある立場での意思決定又は専門能力を発揮し、優れた成果を導いた経験 当社の業界・関連領域で最新の情報を保有又は獲得する意欲 他の取締役からの意見及び社内外からの新たな情報に基づいて判断を下すことのできる見識、論理的な思考力 当社のガバナンス改革にコミット・貢献を通じた自身の成長への意欲
取締役会議長	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の議題設定、効果的な意思決定及び問題解決型の討論の促進 取締役会の運営円滑化、業務執行への具現化推進 取締役会全体、各委員会及び各取締役の実効性評価を主導するなど取締役会のPDCAにリーダーシップを発揮し、ガバナンス向上を率先垂範する 取締役会の議長として株式市場への発信と情報収集にリーダーシップを発揮する 	<ul style="list-style-type: none"> 常に公平性・客觀性及び自制心をもって真摯な姿勢で取締役会を牽引 当社最高意思決定機関の責任者としての自覚・リーダーシップ 当社の業務執行・経営人材についての関心、執行との対話等に時間を費やし理解を深める姿勢
取締役 筆頭 社外	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役会議を主宰し、会議の議題の選択や論点整理を通じて課題の理解促進、取締役会の質向上に努める 独立社外取締役のニーズを特定し、新任を含む独立社外取締役のために適切な研修プログラムの構築・監督をする 	<ul style="list-style-type: none"> 常に公平性・客觀性をもって真摯な姿勢で独立社外取締役を牽引 幅広い見識を持ち、独立社外取締役が役割を果たすための適切な向上策を打ち出す
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> 客観的立場・多様性の視点から問題解決思考の意見・提言を行い、取締役会の議論の質を高める 社外取締役会議*において積極的に当社・事業を理解し、議題の本質を見極める 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員としての職務を担う 必要と判断したときは取締役会以外の経営に関する会議体に執行から独立した立場で参加し、監督及び助言を行う 当社のコンプライアンス等、執行役からの独立した評価・判断が求められる事象に関与する 取締役会が決定した経営戦略及び経営計画に照らして、執行役のパフォーマンスを隨時監督・検証し、客観的な立場から現執行役に経営を委ねることの適否について、率直な意見・提言をする ステークホルダーの立場で適切に意見・提言をする <p>*社外取締役会議・・・独立社外取締役のみで構成される会議体。取締役会開催の数日前に開催する</p>	<p>下記のような点について、いずれかあるいは複数の分野において優れた知見を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業経営、変革のリーダーシップを発揮した経験 ESG経営の実施におけるリーダーシップ 人事・人材開発・企業風土改革のリーダーシップ 財務・会計・資本政策に精通 監査の知見 法務・内部統制・ガバナンス改革の知見 技術開発、研究開発に精通 地球環境における課題に関する知見 人権・多様性、健康・労働環境、SCMなど企業の社会性における課題に関する知見 デジタル化、AI技術など進化が想定される分野の知見

	《役割》	《資質・能力》
執行取締役 社内非業務	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行の経験を基に、非業務執行としての客観的な観点からの意見を表明する 適宜執行状況のモニタリングを行い、重要事項の執行について適切な監督を行う 独立社外取締役の執行上・組織上の課題理解を支援し、必要に応じて、執行役との連絡役を務める 	<ul style="list-style-type: none"> 前頁の独立社外取締役の資質・能力と同様の資質・能力 当社業務執行に関する幅広い知見を有し、適切に執行を監督・支援
うち、会長	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会議長と協調し、コーポレート・ガバナンスの視点で取締役会の改革にリーダーシップを発揮する 独立社外取締役が議長を務める場合は議長を補佐し、良き相談相手としての立場を担う 当社グループの対外的活動において適宜必要な役割を担う 	
委員会委員長	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会が定める役割を果たすべく、委員会の議題を設定し、効果的な意思決定及び問題解決型の討論を促進する 	<p>(指名) 長期的に継続して経営人材の質を担保するため、積極的に人材に関する情報収集を行い、育成や多様性確保に対しても意欲的に取り組む (報酬) 組織活性化、人材育成や企業文化改革を加速させるため、適切な挑戦を促進できるインセンティブの設定を行う (監査) 当社グループの監査・内部統制機能を俯瞰して機能させるとともに、能動的に関与する</p>

以上

第160期 事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

1 業績の全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費や企業の設備投資が持ち直し、景気は緩やかな回復傾向が継続しました。世界経済は、欧米の高い金利水準の継続や中国経済の減速による下振れリスクはあるものの、持ち直しの動きがみられました。一方で、米国の政策動向、米中の対立による半導体輸出管理規制強化、ウクライナ情勢や中東情勢などの地政学リスクには注視が必要な状況です。

このような環境の下、当社グループは2023年を初年度とした3か年の中期経営計画「E-Plan2025」において、「顧客起点での価値創造」をテーマに対面市場別組織へ移行し競争力の強化を図り、経営指標の達成に向けた各種施策への取り組みを進めています。

当連結会計年度の受注高は、「環境」においては、大型案件の受注タイミングによる減少により前年度を下回りました。一方で、「精密・電子」においては、生成AI向けの需要増加により、濃淡はあるものの一部顧客の工場稼働率の回復や増産投資の再開を受けて前年度を上回りました。また、「建築・産業」においては、国内のサービス＆サポート需要の取り込みや、海外が堅調に推移したことにより前年度を上回りました。この結果、全社の受注高は前年度比で増加となりました。売上収益は、全てのセグメントが堅調に推移して増収となりました。営業利益は、「建築・産業」のトルコのグループ会社に係るのれんの減損損失を計上したものの、全セグメントでの増収が寄与し、さらに「精密・電子」を中心とした収益性改善により増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における受注高は8,605億79百万円（前年度比4.9%増）、売上収益は8,666億68百万円（前年度比14.1%増）、営業利益は979億53百万円（前年度比

13.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は714億1百万円（前年度比18.4%増）となり、いずれの項目においても過去最高額を更新しました。

なお、当社は2025年2月20日に公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告を受けました。当社は、当社製品の一部部品（以下、「本部品」）について、その製造を下請法に定める下請事業に該当する取引先（以下、「対象事業者」）に委託しており、本部品の製造に使用する当社所有の木型、金型、治具等（以下、「木型等」）を一部の対象事業者に貸与しておりました。

本勧告では、当社が、木型等を用いて製造する本部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、対象事業者に対し、木型等を無償で保管させていた行為が下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反すると認定されたものです。

当社は本勧告を厳粛に受け止め、2025年2月21日に本勧告に係る取締役会決議を行いました。本決議に基づき、当社は、下請法の社内教育の実施など社内体制の整備のために必要な措置を講じ、今後の取引において下請法に違反する行為が発生することのないよう、本件について役員及び従業員に周知徹底するなど、本勧告において求められた措置を速やかに実行するとともに、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

なお、当社においては、対象事業者との間で誠実に協議を行い、適切な保管費用の支払いを行うための費用を計上しており、今後、支払い完了の事実等につき公正取引委員会に確認いただきながら、速やかに対応いたします。

業績ハイライト

1 受注高
8,605億79百万円
前年度比
4.9%増 ↗

2 売上収益
8,666億68百万円
前年度比
14.1%増 ↗

3 営業利益
979億53百万円
前年度比
13.9%増 ↗

**4 親会社の所有者に
帰属する当期利益**
714億1百万円
前年度比
18.4%増 ↗

2 財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度)	第160期 (2024年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	771,483	815,218	820,598	860,579
売上収益	(百万円)	603,213	680,870	759,328	866,668
営業利益	(百万円)	61,372	70,572	86,025	97,953
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	43,616	50,488	60,283	71,401
基本的1株当たり当期利益	(円)	463.44	548.61	653.64	154.62
資産合計	(百万円)	719,736	828,049	913,900	1,005,085
資本合計	(百万円)	321,655	369,725	421,572	485,336
投下資本利益率(ROIC)	(%)	10.7	11.2	12.2	12.2
親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	(%)	14.5	15.0	15.7	16.2

(注) 1. 2024年7月1日付で当社普通株式1株を5株にする株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益を算定しています。

なお、第157期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

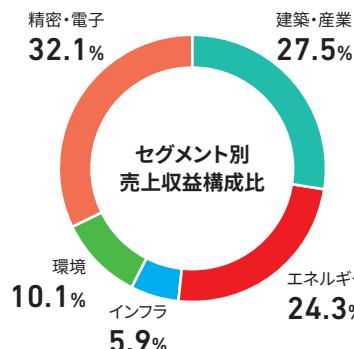
区分	年度	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度)	第160期 (2024年度) (当連結会計年度)
基本的1株当たり当期利益	(円)	92.69	109.72	130.73	154.62

2. ROIC計算式に関して、以下のとおり変更が発生しています。

2022年度まで：親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 投下資本 {有利子負債（期首期末平均）+ 株主資本（期首期末平均）}

2023年度以降：NOPLAT（みなし税引後営業利益）÷ 投下資本 {有利子負債（期首期末平均）+ 株主資本（期首期末平均）}

3 事業の種類別セグメントの概況



セグメント別売上収益

	第159期 (2023年度)	第160期 (当連結会計年度)	前年度比
■ 建築・産業	2,221億81百万円	2,381億82百万円	7.2%増 ↗
■ エネルギー	1,672億29百万円	2,104億34百万円	25.8%増 ↗
■ インフラ	501億78百万円	511億18百万円	1.9%増 ↗
■ 環境	715億40百万円	874億38百万円	22.2%増 ↗
■ 精密・電子	2,469億98百万円	2,783億78百万円	12.7%増 ↗



建築・産業

主な対面市場

- 建築設備
- 産業設備

主要製品

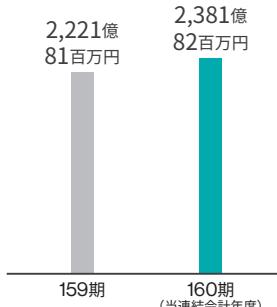
- 標準ポンプ
- 冷凍機
- 送風機
- 冷却塔

セグメント別
売上収益構成比
27.5%

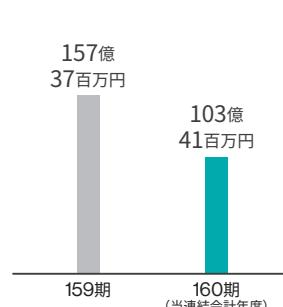
建築・産業

受注高、売上収益は前年度を上回りましたが、セグメント利益は前年度を下回りました。建築設備市場は、日本、中国、東南アジアにおいて成長が鈍化傾向にあるものの、北米や南米は回復傾向にあります。受注高は、国内ではサービス&サポート需要の取り込みが寄与し、海外では北米のデータセンター向けや中国の一部産業市場向けが堅調だったことにより、前年度を上回りました。売上収益は、国内では製品、サービス&サポートとともに好調で、海外では北米や南米を中心に好調だったことにより増収となりました。セグメント利益は、子会社であるトルコのVansan社に係るのれんの減損損失を計上したことなどにより減益となりました。

売上収益推移



セグメント利益推移



当連結会計年度における「建築・産業」の売上収益は2,381億82百万円(前年度比7.2%増)、セグメント利益は103億41百万円(前年度比34.3%減)となりました。



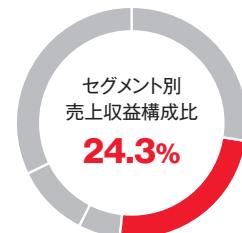
エネルギー

主な対面市場

- ・石油・ガス
- ・電力
- ・新エネルギー

主要製品

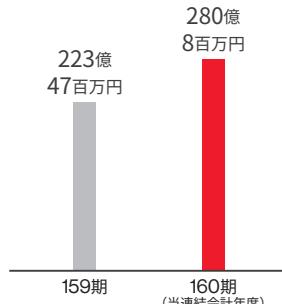
- ・カスタムポンプ
- ・コンプレッサ・タービン



売上収益推移



セグメント利益推移



エネルギー

受注高は前年度並みとなり、売上収益、セグメント利益は前年度を上回りました。石油化学市場は、北米、アジア、中東地域で動きが継続した一方、LNG市場は市場環境に大きな変化はないものの顧客の投資判断にタイミングのずれが発生しました。受注高は、製品については、北米で一部案件の期ずれによりLNG向け大型案件を複数受注した前年度より減少したものの、中国の電力向けなど他の地域は堅調に推移しました。サービス&サポートについては改造案件などが増加し、全体としては前年度並みの水準となりました。売上収益は、前年の好調な製品受注により北米が大幅に伸び、サービス&サポートもアジアで増加したことにより、増収となりました。セグメント利益は、主に増収効果により増益となりました。

当連結会計年度における「エネルギー」の売上収益は2,104億34百万円(前年度比25.8%増)、セグメント利益は280億8百万円(前年度比25.3%増)となりました。



インフラ

主な対面市場

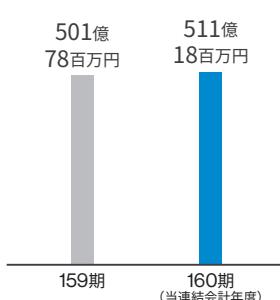
- 水インフラ

主要製品

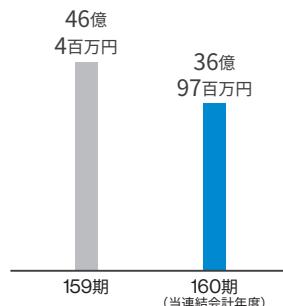
- カスタムポンプ
- 送風機



売上収益推移



セグメント利益推移



インフラ

受注高、売上収益は前年度を上回りましたが、セグメント利益は前年度を下回りました。受注高は、国内の公共ポンプ市場の更新・補修に対する需要が堅調に推移し、海外ではアジアや北米の大型案件を受注したことにより、前年度を上回りました。売上収益は、国内公共向けが減少したものの、海外はアジアや北米が伸長し増収となりました。セグメント利益は固定費の増加などにより減益となりました。

当連結会計年度における「インフラ」の売上収益は511億18百万円(前年度比1.9%増)、セグメント利益は36億97百万円(前年度比19.7%減)となりました。



環境

主な対面市場

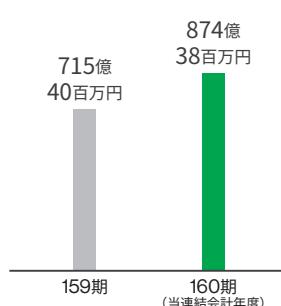
- ・固形廃棄物処理

主要製品

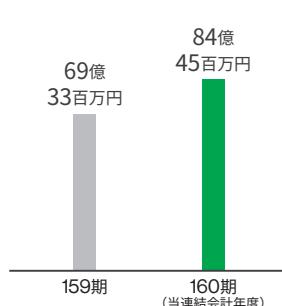
- ・都市ごみ焼却プラント
- ・産業廃棄物焼却プラント



売上収益推移



セグメント利益推移

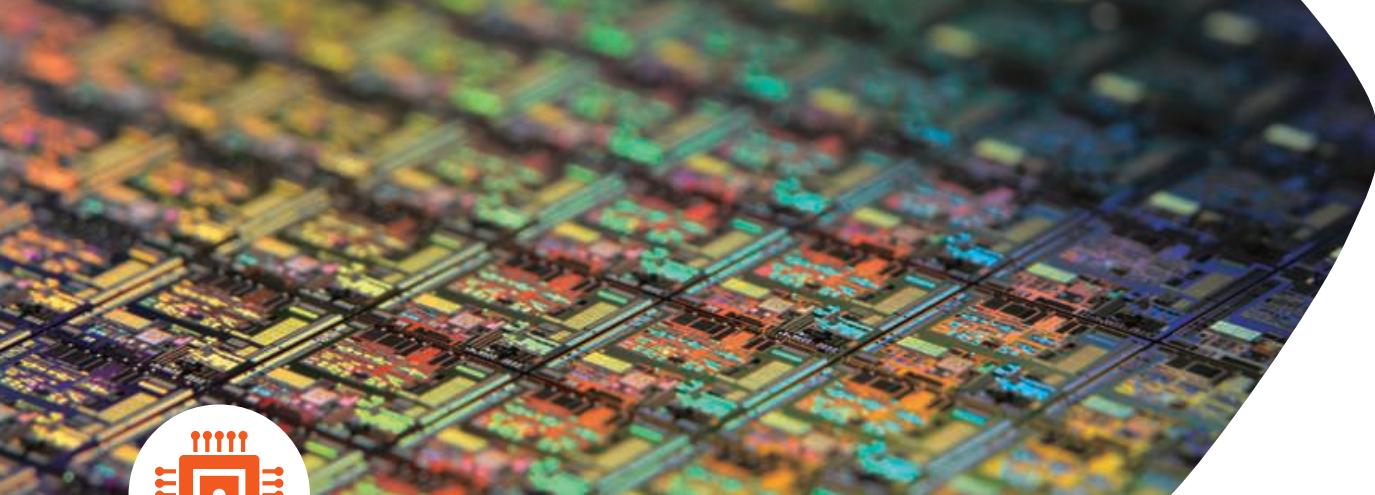


環境

受注高は前年度を下回りましたが、売上収益、セグメント利益は前年度を上回りました。受注高は、ごみ処理施設の延命化の大型案件2件を受注したものの、案件の金額規模が前年度を下回ったことにより前年度と比較して減少しました。売上収益は、O&M、EPCの売上がともに増加したことにより増収となり、セグメント利益も主に增收効果により増益となりました。

当連結会計年度における「環境」の売上収益は874億38百万円(前年度比22.2%増)、セグメント利益は84億45百万円(前年度比21.8%増)となりました。

※O&M(Operation & Maintenance)…プラントの運転管理・メンテナンス
EPC(Engineering, Procurement, Construction)…プラントの設計・調達・建設



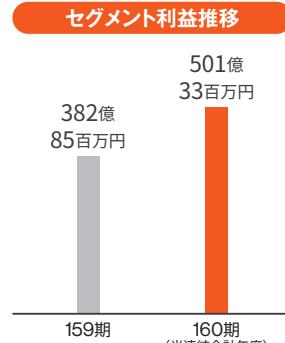
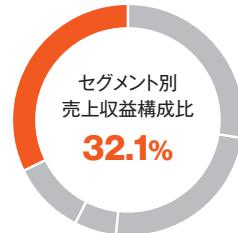
精密・電子

主な対面市場

- 半導体製造

主要製品

- 真空ポンプ
- 排ガス処理装置
- CMP装置



精密・電子

受注高、売上収益、セグメント利益はいずれも前年度を上回りました。半導体市場は、生成AI向けの需要の増加が牽引し、顧客の工場稼働率も回復傾向にあります。また、中国の半導体市場は拡大しているものの従来の勢いに落ち着きがみられました。受注高は、CMP、コンポーネントの需要回復により、製品、サービス&サポートともに前年度を上回りました。売上収益は、CMP、コンポーネントともにサービス&サポート需要が堅調で増収となりました。セグメント利益は、増収効果及び案件ミックスの改善による収益性の改善などにより、増益となりました。

当連結会計年度における「精密・電子」の売上収益は2,783億78百万円(前年度比12.7%増)、セグメント利益は501億33百万円(前年度比30.9%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に586億30百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額(百万円)	減価償却費(百万円)	設備投資の内訳
■ 建築・産業	8,883	7,929	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ エネルギー	7,671	5,199	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ インフラ	1,383	971	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ 環境	4,281	879	生産能力の維持増強及び技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子	19,989	8,367	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。



CMP装置の新生産棟を建設中(熊本事業所)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、第13回普通社債(サステナビリティ・リンク・ボンド)の発行100億円、長期借入金15億95百万円及び短期借入金243億13百万円の資金調達を行いました。一方、長期借入金24億91百万円及び短期借入金323億67百万円を返済しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度に、10年後の2030年に向けて目指すべき方向性を示した長期ビジョン「E-Vision2030」及び、10年計画の最初の3年間で取り組むべき経営の方向性や戦略を示した中期経営計画「E-Plan2022」を定め、様々な施策を実行してきました。その結果、最重要経営指標と位置付けたROIC及び営業利益率の1年前倒し達成を含め、主要なKPIで目標を達成することができました。これをベースにした次のステージとして、2023年2月には、2025年度を最終年度とする中期経営計画「E-Plan2025」を定め、長期ビジョンに掲げる「2030年にありたい姿」に着実に近づき、2030年にそれを確実に実現するための3年間と位置付けました。中期経営計画「E-Plan2025」では、「顧客起点での価値創造」をテーマとし、以下の方向性を定め、事業ごとの計画を策定・実行ていきます。

≪中期経営計画「E-Plan2025」の方向性≫

- 1) マーケットインを強化していくことで、プロダクトアウトから脱却し、「顧客起点での新たな価値創造」を行う企業文化を根付かせる。
- 2) 対面市場に向かってそれぞれの事業がパフォーマンスを最大限に発揮する体制となることを企図し、対面市場別5カンパニー制へと組織改変を行う。
- 3) 「2030年にありたい姿」の実現をより確かなものとしていくための資本投下(成長投資／基盤投資)を積極的に行う。
- 4) 効率性／収益性指標(ROIC、営業利益率)については、2022年に実現したE-Vision2030で掲げた目標水準(ROIC:10%以上など)を維持する。
- 5) ROIC、営業利益率を最重要指標として“ROIC経営の深化”を継続的に進めつつ、「2030年に時価総額1兆円」の実現をより強力に推進するために、E-Vision2030で目標として掲げるROEを重要指標として加え15%以上を目指す。
- 6) グループ全体最適と機能ごとのグループガバナンス高度化を目的としてCxO制を導入する。

以上の6つの実践を通じ、「2030年にありたい姿」実現への道筋がより確実に見通せる位置に到達していることがE-Plan2025の目標となります。事業成長については、E-Plan2025期間の売上収益のCAGRを7%と置くこととし、成長分野と位置付ける「建築・産業」と「精密・電子」の2事業を中心に実現していくものとします。

① E-Plan2025のテーマと重点領域

E-Plan2025では対面市場別組織が顧客起点での価値の創造を行うことで新たな事業創出を目指していきます。

≪E-Plan2025のテーマ≫

顧客起点での価値創造＝起業化

挑戦し続けるマインドセットをサポートする組織風土を醸成するとともに、会社全体を顧客の要望、課題に真摯に向き合う組織構造へと変化させ、ビジネスを創出する一連の流れを生み出すことにより、継続的な「起業」とそれによる価値創造を目指します。

また、テーマ実現を支える5つの重点領域を以下のとおり定めます。

≪5つの重点領域≫

- 1) 対面市場・顧客起点
- 2) 新たな価値創出
- 3) グローバル事業基盤の確立
- 4) 経営インフラの高度化
- 5) ESG経営の進化

②指標・目標(財務・非財務)

E-Plan2025の最終年度である2025年度に達成すべき目標として以下の各項目を設定します。

財務数値目標

分類	項目	2025年度目標
収益性	営業利益率 (セグメント毎営業利益率)	10%以上
	建築・産業	7%以上
	エネルギー	12%以上
	インフラ	6%以上
	環境	7%以上
	精密・電子	17%以上
効率性	投下資本利益率(ROIC)	10%以上
	親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	15%以上
成長性	建築・産業 売上 CAGR(2022-2025 年度)	6%以上
	精密・電子 売上 CAGR(2022-2025 年度)	15%以上
健全性	D/Eレシオ(倍)	0.3~0.5(管理目安)

非財務目標

分類	項目	目標
環境 (E)	CDP評価(気候変動)	B以上を維持
	Scope1,2 GHG排出量	2018年度比32%削減
	Scope3/削減貢献量/他 (バリューチェーン)	バリューチェーンにおける GHG排出量の合理的測定手法 の確立*
社会 (S)	競争し、挑戦する風土へ変革し、多様な社員が働きやすさを感じて活躍できる環境づくりを目指す ・エンゲージメントサーベイスコア向上(連結)	2025年度 83以上 2030年度 86以上
	グローバルモビリティの向上を目指す ・Global Key Position(GKP)における 非日本人社員比率(連結)	2025年度 30%以上 2030年度 50%以上
	男女の賃金差解消 ① GKP女性ポジション比率(連結) ② 女性基幹職比率(単体)	① 2025年度 8%以上 2030年度 10%以上 ② 2025年度 8%以上
	性別に関係なく仕事と育児を両立できる企業風土を醸成 ・男性育児休業取得比率(単体)	2025年度 100% (2023年11月に目標公表)
	障がいのある社員の活躍促進 ・障がい者雇用比率 (単体+グループ適用会社4社)	2025年度 2.6%以上
	サプライヤー向けの人権DDの結果に基づく必要な施策の実施	
ガバナンス (G)	取締役会の実効性の向上とG to V(Governance to Value)への貢献	

*2024年に新たな目標を設定しました。詳細は6.会社の体制及び方針 (4) サステナビリティ経営 ①気候変動への対応 ア.カーボンニュートラルの推進をご参照ください。

E-Plan2025期間におけるキャッシュ・アロケーションの目安(3年間累計)

項目	内容	2023～2025年度 3年間累計
成長投資	事業ポートフォリオに基づく成長投資 (増産対応設備、研究開発、新規事業、M&A等)	1,800億円～2,250億円 (内、研究開発費650億円)
基盤投資	持続的成長を支える基盤の強化等 (維持更新設備、人的資本、ERP等のIT、ビジネスインフラ、ESG関連投資)	500億円～800億円
株主還元	配当方針：連結配当性向35%以上 自己株式取得：親会社所有者帰属持分水準、他の投資対象、手元現預金水準、株価の動向、業績の動向等を総合的に勘案し、適切な局面で機動的に実施する	

③事業の位置付けと事業別基本方針

1. 建築・産業

「成長事業」と位置付け、収益性を確保しつつ成長を目指す。

顧客の生の声から得られた顧客ニーズと自社製品・サービスの機能を照らし合わせ、ソリューションを組み立て、顧客に訴求していくことで、コスト勝負の状況から脱却を図る。

2. エネルギー

顧客・社会の変化に対応した新たな「成長事業」へ転換する。

脱炭素のメガトレンドを踏まえ、変化する顧客ニーズを正しく掴み、顧客とともに変化する。コンプレッサ・タービンとカスタムポンプの融合を通じ、荏原の強みが出せるソリューションを提供する。

3. インフラ

社会インフラを支えながら、安定した収益確保を実現する基盤事業と位置付け効率を重視する。

国内は、生産工場との協働により製品開発力を強化し、底堅い官需に機会損失なきよう取り組み、高いシェアを維持し、利益を確保する。海外は、特に東南アジアと中国に注力し、EPC (Engineering, procurement and construction) すべてを請け負わずポンプ設備と周辺技術を提供し、エンジニアリング技術を用いた新たな価値を創造する。

4. 環境

社会インフラを支えながら、安定した収益確保を実現する基盤事業と位置付け効率を重視する。

中核事業の基盤強化に向けた取り組みを強化するとともに、廃棄物資源循環ソリューションプロバイダーとして市場の変化を適切に捉え、ライフアセスメントを基軸として、既存及び潜在的な顧客が求める技術やサービスの開発及び提供を行う。

5. 精密・電子

「成長事業」と位置付け、収益性を確保しつつ成長を目指す。

アカウント制導入によるグローバル全体最適で、顧客に価値を提供する。また、顧客のプロセス、ユーティリティにおける要望や課題の解決を通じた価値を提供する。

④コーポレートの基本方針

グループ一体経営を確保しつつ対面市場別組織を強力に支援するとともに、持続可能な社会の実現に向けた高度なESG経営の実践、社内外における荏原ブランドの認知度向上とその浸透、継続的な競争力向上のための基盤技術力の強化や新規事業を創出できる仕組みづくりを含めた経営インフラの高度化・効率化を進めます。

⑤コーポレート・ガバナンス

取締役会として、E-Vision2030及びE-Plan2025の実現に向け、執行側の取り組み・改革のスピードを速めることができるよう監督・後押しを続けていくとともに、取締役会によるコーポレート・ガバナンスの強化・改善を継続し、実効性のさらなる向上を図ることで、当社グループの成長とその価値の継続的な向上に貢献していきます。

(ご参考)

長期ビジョン「E-Vision2030」（10年後になりたい姿）

当社グループは、今後10年間、SDGsをはじめとする社会課題の解決に資する5つのマテリアリティ（重要課題）の実現を通じて持続的に貢献し、
①社会・環境価値と②経済価値を同時に向上させていくことで企業価値を向上させることにより、グローバルエクセレントカンパニーを目指します。
2030年における企業価値向上の目安として、時価総額1兆円規模を設定します。

＜成果目標の代表例＞

① 社会・環境価値

- ・CO₂約1億トン相当の温室効果ガスを削減する。
- ・世界で6億人に水を届ける。
- ・最先端の半導体デバイスである14angstrom（100億分の1m）世代への挑戦により、暮らしの進化に寄与する。

② 経済価値

- ・投下資本利益率（ROIC）10.0%以上
- ・親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）15.0%以上
- ・売上収益1兆円規模

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	% 100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ヶ浦市	百万円 450	※ 100.0	コンプレッサ、タービン、プロワの製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備及び計装工事の施工
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
荏原冷熱システム（中国）有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.	ブラジル	千ブラジルレアル 99,106	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプ及び陸上ポンプ製品の製造販売
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,625	100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売、アフターサービス、 真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
荏原機械（中国）有限公司	中国	千米ドル 61,938	※ 100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.	トルコ	千トルコリラ 5,350	100.0	深井戸モータポンプ及び縦型ポンプの製造・販売
EBARA HG Holdings Inc.	米国	米ドル 50	100.0	産業用ポンプ、ミキサー、モニタリングシステム等の製造・ 販売・アフターサービス
EBARA PUMPS AMERICAS CORPORATION	北米	米ドル 40	※ 100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千米ドル 11,000	※ 51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス 極低温ポンプの製造・販売
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
荏原環境工程（中国）有限公司	中国	百万円 4,817	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製缶品の製造・販売
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
上海荏原精密機械有限公司	中国	百万円 495	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Technologies Incorporated	米国	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
荏原（中国）有限公司	中国	百万人民元 918	100.0	中国における資金効率向上、ガバナンス強化、 コーポレート業務の効率化、荏原ブランド力の強化

(注) ※印は、間接保有を含む比率です。

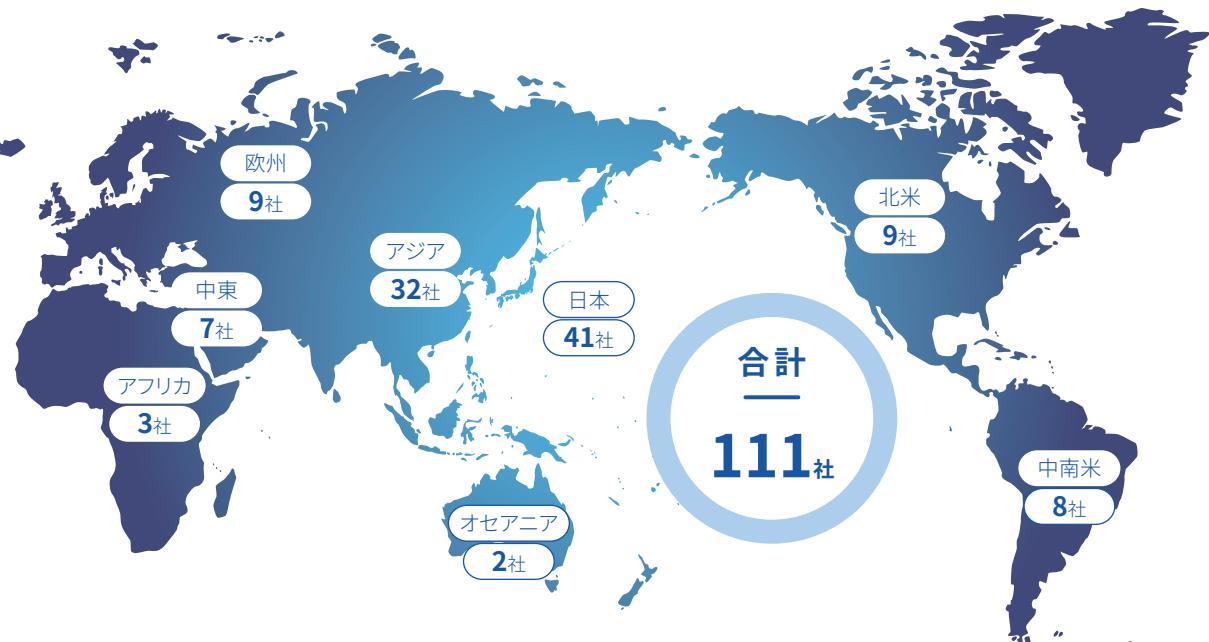
③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
水 ing 株式会社	東京都 港区	百万円 5,500	% 33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工及び運転・維持管理

(ご参考) 世界に広がる荏原の拠点



※2024年12月末現在における主な関係会社を含む

(6) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業	主な対面市場	主要製品
■ 建築・産業	建築設備、産業設備	標準ポンプ、送風機、冷凍機、冷却塔
■ エネルギー	石油・ガス、電力、新エネルギー	カスタムポンプ、コンプレッサ・タービン
■ インフラ	水インフラ	カスタムポンプ、送風機
■ 環境	固形廃棄物処理	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント
■ 精密・電子	半導体製造	真空ポンプ、CMP装置、排ガス処理装置

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

①当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	富津事業所	千葉県富津市
北海道支社	札幌市白石区	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
室蘭事務所	北海道室蘭市	中部支社	名古屋市西区
東北支社	仙台市宮城野区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
北陸支社	新潟市中央区	大阪支社	大阪市北区
羽田事務所	東京都大田区	中国支社	広島市西区
東京支社	東京都大田区	九州支社	福岡市博多区
北関東支社	さいたま市北区	熊本事業所	熊本県玉名郡
袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市		

②重要な子会社

前記の「(5) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③重要な関連会社

前記の「(5) 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

(8) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

セグメント名称	従業員数	前年度末比増減数
■ 建築・産業	7,608名	118名増
■ エネルギー	3,449名	190名増
■ インフラ	1,585名	30名増
■ 環境	2,824名	69名増
■ 精密・電子	3,660名	286名増
■ その他・共通部門	1,384名	188名増
合 計	20,510名	881名増

(9) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	百万円 19,701
株式会社三菱UFJ銀行	17,917
株式会社日本政策投資銀行	11,000
株式会社三井住友銀行	5,062
三井住友信託銀行株式会社	3,572
株式会社商工組合中央金庫	3,500

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額20,000百万円）があります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する係争について

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。その後、岐阜市が2019年7月22日付で損害賠償請求金額を44億74百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2019年7月25日に受領）、2020年7月17日付で損害賠償請求金額を45億82百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2020年7月20日に受領）、2021年8月10日付で損害賠償請求金額を46億92百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2021年8月25日に受領）を行いました。

岐阜地方裁判所は、2023年5月31日に、EEPに対して7億48百万円及びこれに対する2015年10月23日から支払い済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じ、岐阜市のその余の請求を棄却する判決を言い渡しました。2023年6月12日、EEPは当該判決のうち岐阜市の請求を認めた部分並びにEEPの主張が認められなかった部分について、これを不服として名古屋高等裁判所に控訴を提起し、同裁判所にて審理がなされておりましたが、2024年5月17日に、①一審判決を修正しEEPは岐阜市に対して6億5百万円及び2015年10月23日から支払日までの年5分の遅延損害金を支払うことを命じる、②別途EEPが岐阜市に請求し①の事件と併合審理となっていた粗大ごみ暫定処理費用についても、一審の請求棄却判決を修正し岐阜市はEEPに対して1億22百万円及び2018年5月19日から支払日までの年6分の遅延損害金を支払うことを命じる、との判決が言い渡されました。EEPは判決を精査した結果、当該控訴審判決を受入れ、上告並びに上告受理申立てを行わないことといたしました。しかしながら、岐阜市により上告提起及び上告受理の申立てがなされた旨の上告提起通知書及び上告受理申立通知書がEEPに送達されました。

EEPは判決内容に基づき、当連結会計期間においてEEPの岐阜市に対する損害賠償金及び遅延損害金である8億36百万円を訴訟損失引当金に、当該事案に付保された保険契約に鑑み当社として将来充当を見込んでいる同額をその他の非流動資産

にそれぞれ計上し、収益と費用は純額で表示しました。

②フランスに所在するNaphtachimieエチレンプラントにおける火災事故に関する係争について

2012年12月22日、フランスに所在するNaphtachimieエチレンプラントで、プラントのオーバーホール直後に火災が発生しました。事故当時、同プラントを運営するNaphtachimie社は、Total Refining Chemicals社とINEOS社の合弁会社でした。当社連結子会社であるElliott Companyの子会社のElliott Turbomachinery S.A.は、プラントに設置されたコンプレッサのオーバーホール作業を行っていました。

火災の発生後、Naphtachimie社、Total Refining Chemicals社、INEOS社及びそれらのグループ会社並びにそれらの保険会社らは、フランスにおいて訴訟を提起し、Elliott Turbomachinery S.A.、Elliott Company、その子会社であるElliott Turbomachinery Ltd.(以下、総称して単に「Elliottら」)を含めたオーバーホールに関連する複数の事業者らに対して、火災によって発生した損害の賠償を求めています。

当該訴訟において、Elliottらは一切の責任を否定しています。裁判所が任命した専門家から、技術面及び損害額について法的拘束力のない報告書が提出されましたが、Elliottらはそれらの内容についても訴訟手続において争っています。

③インドにおける競業避止義務違反に基づく損害賠償請求等に関する係争について

2025年1月31日、インドのKirloskar Brothers Limited(以下、KBL)及び同社と合弁により設立したKirloskar Ebara Pumps Limited(以下、KEPL)より、当社及びインド子会社2社(Ebara Machinery India Private Limited、Elliott Ebara Turbomachinery India Private Limited)のインドにおける事業が、当社とKBLの間で締結されたKEPLに関する合弁契約書に規定された競業避止義務に違反しているとして、当該違反に基づいて生じた損害の賠償、インドでの事業の差止め等を求める仲裁申立てを受けました。

2 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

① 発行可能株式総数

1,000,000,000株

② 発行済株式の総数

462,055,735株 (前年度末比369,706,653株増加)

(うち、自己株式の数 140,410株)

③ 資本金の額

80,639,074,356円 (前年度末比149,764,513円増加)

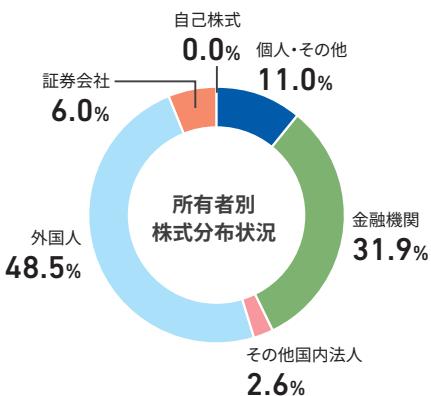
④ 株主数

36,539名 (前年度末比12,720名増加)

⑤ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	80,201	17.4
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	47,524	10.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	36,371	7.9
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	17,004	3.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	9,174	2.0
JPモルガン証券株式会社	8,568	1.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	7,410	1.6
JP MORGAN CHACE BANK 385781	6,417	1.4
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	5,706	1.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	5,679	1.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。



⑥当事業年度中に会社役員に対し報酬等として交付した株式

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当子会社の一部取締役及び一部従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度並びに業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。

譲渡制限付株式の発行

2024年4月9日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月8日に普通株式14,365株を発行しています。これにより、資本金が96,281,413円、資本準備金が96,281,412円増加しています。なお、当社の取締役及び執行役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役（社外取締役を除く）	2名	2,255株
社外取締役	7名	1,876株
執行役	11名	5,458株

(注) 取締役と執行役の兼務者（1名）の割当て数は、執行役に対する割当て数の欄に記載しています。

⑦その他株式に関する重要な事項

ア. 株式分割

当社は、2024年3月12日開催の取締役会決議により、2024年7月1日付で当社普通株式1株を5株にする株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は800,000,000株増加し、発行済株式の総数は369,599,788株増加しました。

イ. 新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が92,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ53,483,100円増加しています。

ウ. 発行済株式の総数及び資本金の額の増減について

2024年度の発行済株式の総数及び資本金の額の推移は以下のとおりです。

年月日	発行済株式の総数の増減数(株)	資本金の増減額(円)	増減理由
2024年1月1日～2024年6月30日	36,500 14,365	37,837,200 96,281,413	新株予約権の行使 譲渡制限付株式の発行
2024年7月1日	369,599,788	—	株式分割
2024年7月1日～2024年12月31日	56,000	15,645,900	新株予約権の行使
合 計	369,706,653	149,764,513	

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、株式の保有を通じた保有先との提携が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することができます。また、これらの政策保有株式については、その保有の合理性につき以下の事項を取締役会において定期的に精査し、合理性の薄れた株式について、売却等の手段により保有を隨時解消する方針とします。

≪保有合理性の確認≫

1. 保有先との提携に重要性があり、その関係継続が必要であること。
2. 保有に伴うリターンやリスクが資本コストに見合っていること。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを勘案の上、個別の議案ごとに賛否を判断します。その場合において、当社は、以下の事項を重視し、必要に応じて議案の内容等について保有先と対話します。

- ア. 定款変更
- イ. 取締役の選任
- ウ. 買収防衛策
- エ. 剰余金処分 等

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度)	第160期 (2024年度) (当事業年度)
銘柄数		32銘柄	27銘柄	23銘柄	14銘柄
うち上場会社の銘柄数		0銘柄	0銘柄	0銘柄	0銘柄
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	1,845	1,881	2,265	2,078
うち上場会社の合計	(百万円)	—	—	—	—

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2024年12月31日現在)

名称 (発行日)	業績 達成 条件	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数	行使時の 払込金額	行使期間
		取締役 (社外取締役 を除く)	社外 取締役	執行役			
第3回新株予約権 (2011年9月27日)	有り	60個 (1名)	—	19個 (1名)	当社普通株式 79,000株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第5回新株予約権 (2013年10月1日)	有り	25個 (1名)	—	0個 (0名)	当社普通株式 25,000株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第6回新株予約権 (2014年10月1日)	有り	96個 (1名)	—	40個 (2名)	当社普通株式 136,000株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
第7回新株予約権 (2015年10月1日)	有り	6個 (1名)	—	8個 (1名)	当社普通株式 14,000株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
	無し	0個 (0名)	0個 (0名)	—			2018年10月1日～ 2029年6月30日
第9回新株予約権 (2017年10月1日)	有り	48個 (1名)	—	22個 (2名)	当社普通株式 35,000株	1株当たり 1円	2020年4月1日～ 2032年3月31日
	無し	0個 (0名)	0個 (0名)	—			2020年10月1日～ 2032年3月31日

- (注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。
 2. 2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施し、また、2024年7月1日付で当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。これに伴い、第3回及び第5回、第6回、第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び数は1個につき1,000株、第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び数は1個につき500株に調整されています。
 3. 割当てを受けた新株予約権者が新株予約権を行使できる期間は、行使期間のうち当社の取締役又は執行役在任中又は行使期間に関わらず退任後5年以内です。

(2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス

① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じて企業価値を向上させ、その成果を株主をはじめとする様々なステークホルダーと分かち合うことを経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、「荏原製作所 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方へ沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、「IR基本方針」を定め、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

イ. 当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な価値協創に努めます。

ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。

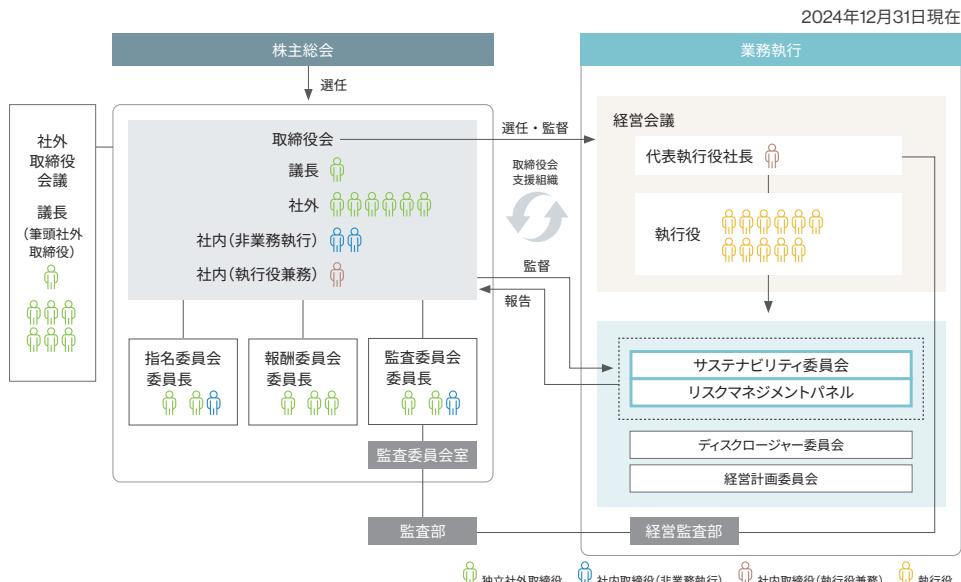
エ. 当社は、独立社外取締役^{*}が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。

オ. 当社は、個々の取締役に期待する役割と求められる資質・能力を明確化し、候補者の選定、取締役のトレーニング等に活用することで、取締役会等の実効性の向上に努めます。

*「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

② 各機関の役割と構成

2024年12月31日現在におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



ア. 監督

(a) 取締役会

取締役会は、全てのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値の持続的な向上」という命題を実現するために最善の努力を払います。

取締役会は、当社グループがESGを踏まえた高度なサステナビリティ経営を実践し、SDGsをはじめとする社会課題の解決に事業を通じて持続的に貢献することで社会・環境価値を向上させ、あわせてROIC経営・ポートフォリオ経営の実践により経済価値を向上させていくことが重要な経営課題であると認識しています。取締役会は、それらの内容が実践されることにより、当社グループが持続的に成長資源を生み出し、さらなる価値創造へつなげていくことができるよう、長期の事業環境を見据えた経営の基本方針を策定し、その継続的な実効を監督します。また、不祥事等を未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役は最小限としたうえで、非業務執行取締役（独立社外取締役と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用します。取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とし、取締役会議長を独立社外取締役が務める体制となっています。

2024年12月31日現在の取締役会は、取締役10名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が9名（うち女性3名を含む7名が独立社外取締役）、取締役会の議長は独立社外取締役である大枝宏之氏が務めています。当事業年度は15回開催しました。

《当事業年度に議論した内容》

- ・長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- ・法令遵守体制・内部通報制度の検証と提言
- ・サステナビリティに関する中長期課題の検証とモニタリング
(人材育成、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I)、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス (DD)、カーボンニュートラル、TCFD提言に基づく情報開示[※]への対応策、労働安全、品質保証、コンプライアンス活動等)
- ・新規事業開発と全社マーケティング活動
- ・年度経営計画の策定、各事業部門KPIの設定
- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の改定
(サステナビリティに対する取締役会の役割・機能の明確化等)
- ・取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ

※「TCFD提言に基づく情報開示」：TCFDによる企業の気候関連情報開示モニタリング機能が2024年にIFRS[®]サステナビリティ開示基準S2号気候関連開示（以下、IFRS[®]S2）に引き継がれたため、IFRS[®]S2の開示基準を参考して2024年6月時点での情報を一部更新しました。

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、並びに代表執行役社長の選任及び解任、執行役の選任及び解任、役付取締役の選定及び解職、取締役会議長及び議長を補佐する非業務執行取締役の選定及び解職、指名・報酬・監査の各委員会の委員と委員長の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の選解任の方針及び後継者計画の策定を主な役割としています。指名委員会は、非

業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2024年12月31日現在の指名委員会は、独立社外取締役2名（高下貞二氏、大枝宏之氏）と社内出身の非業務執行の取締役1名（前田東一氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の高下貞二氏が務めています。当事業年度は18回開催しました。

≪当事業年度に議論した内容≫

- ・次期社長最終候補者育成プログラムの実施とモニタリング
- ・取締役のサクセッションプラン
- ・取締役候補者の審議
- ・執行役候補者の審議
- ・取締役のBCP

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、役員報酬を通じ、執行役に対しては経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、リスクが適切にコントロールされた挑戦的な経営目標の達成を強く動機付けることで人材育成や文化の醸成を行い、取締役に対しては当該業務執行の監督を含め、本方針に定める取締役の役割を反映した報酬体系・水準を構築することで会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。報酬委員会は、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2024年12月31日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名（藤本美枝氏、島村琢哉氏、沼上幹氏）で構成され、その全員が独立社外取締役です。委員長は独立社外取締役の藤本美枝氏が務めています。当事業年度は14回開催しました。

≪当事業年度に議論した内容≫

- ・取締役及び執行役の報酬制度
- ・取締役及び執行役の個人別報酬
- ・執行役の業績評価結果における短期業績連動報酬額
- ・執行役の報酬改定に纏わるルールの検討
- ・マルス・クローバック条項の導入検討

(d) 監査委員会

監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役及び取締役の職務の執行を監査することにより企業及び企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めています。また、リスク管理を含む、内部統制システム整備状況等を踏まえた監査の基本方針・基本計画を定め、内部監査部門との緊密な連携を通じた、効率的かつ実効性のある監査に努めています。この役割・機能を適切に果たすことができるよう、監査委員会を補助する仕組みを構築しています。監査委員会は、監査の独立性を確保するため、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役としています。委員長は取締役会において決定することとしています。また、会社法上、常勤監査委員の設置は義務付けられていないものの、当社においては社内出身の非業務執行の取締役が常勤監査委員を務めています。常勤監査委員は、その高度な情報収集力によりグループ内の質の高い情報を収集し、これを社外監査委員と共有するとともに、内部統制システムの活用や会計監査人、内部統制所管部門等との連携

においても重要な役割を果たし、監査の実効性を確保しています。

2024年12月31日現在の監査委員会は、独立社外取締役2名（北山久恵氏、西山潤子氏）と社内出身の取締役1名（長峰明彦氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の北山久恵氏が務めています。なお、社外監査委員の北山久恵氏は公認会計士の資格を有しており、西山潤子氏は他社の常勤監査役としてIFRS会計基準の連結財務諸表等に係る監査を実施した経験があり、常勤監査委員の長峰明彦氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。当事業年度は22回開催しました。

≪当事業年度に議論した内容≫

- ・執行役等の職務執行・法令遵守体制の監査
- ・会社法、金融商品取引法に係るグループ内部統制の整備・運用状況、改訂内部統制基準への対応準備状況
- ・会計監査人・内部監査部門との連携強化、三様監査の体制強化、モニタリング中心の監査体制の確立・強化
- ・IFRS会計基準重要会計事項に係る会計処理の適切性、四半期開示制度変更への対応状況
- ・対面市場別5カンパニー制・CxO制におけるグローバルなグループガバナンス体制の整備状況、中期経営計画E-Plan2025の進捗状況
- ・非財務（サステナビリティ）情報の収集・分析・開示に係る業務プロセスの確認
- ・内部通報窓口の整備・運用状況の点検、通報案件対応における実効性の確保

(e) 社外取締役会議

独立社外取締役がその責務を果たす上で必要な課題を認識し理解を深め自由に議論を行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。

2024年12月31日現在の筆頭社外取締役は高下貞二氏が務めています。当事業年度は13回開催しました。

≪当事業年度に議論した内容≫

- ・長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- ・法令遵守体制・内部通報制度の検証と提言
- ・サステナビリティに関する中長期課題の検証とモニタリング
(人材育成、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I)、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス (DD)、カーボンニュートラル、TCFD提言に基づく情報開示への対応策、労働安全、品質保証、コンプライアンス活動等)
- ・新規事業開発と全社マーケティング活動
- ・年度経営計画の策定、各事業部門KPIの設定
- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の改定
(サステナビリティに対する取締役会の役割・機能の明確化等)
- ・取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ

イ. 業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要な事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。当事業年度は12回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。当事業年度は4回開催しました。

(c) サステナビリティ委員会

当社グループが事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与し、企業価値を継続的に向上させるため、事業とそれを支える活動（生産活動等における環境保全、労働慣行、サプライチェーンマネジメント、情報の管理と開示、人権擁護、ダイバーシティ推進等）の対応方針の審議、KPI及び目標の決定、並びに成果の確認等を行うことを目的として運営しています。サステナビリティ委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、サステナビリティ経営に関する社外有識者がアドバイザーとして参加しています。また、サステナビリティ委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、本委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて提言等を行っています。サステナビリティ委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。サステナビリティ委員会は四半期ごとに定期開催し、当事業年度は4回開催しました。

(d) リスクマネジメントパネル

当社グループのリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は6回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長の承認を得た上で開示します。当事業年度は10回開催しました。

③ 取締役・執行役の選任・解任に関する方針と手続き

当社における取締役の指名と執行役の選任及び解任に関する方針と手続は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する法定の指名委員会において決定しています。

ア. 取締役の選任・解任プロセス

指名委員会で策定した取締役選任基準及び選任手続に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を

目的として、指名委員会は、経営理念及び経営戦略のもと、戦略的な視点で取締役候補者を選抜し、取締役として相応しい資質・能力等を備えているかを審議とともに、取締役会全体、各委員会及び各取締役の実効性評価及び取締役会議長の評価の結果も踏まえ、取締役会の実効性向上に資する取締役の要件に応じた候補者の選任及び解任に関する議案を決定しています。当該取締役候補者は、指名委員会から取締役会に報告の上、株主総会の決議により選任されます。

イ. 執行役の選任・解任プロセス

指名委員会の審議を経て取締役会で決定した執行役選任基準及び選任手続に基づき、指名委員会は、代表執行役社長により選抜された執行役候補者について、執行役として相応しい資質・能力等を備えているかを審議し、審議結果を取締役会へ提言します。取締役会は指名委員会からの審議結果を受け決定します。

なお、指名委員会は、各執行役（代表執行役社長を除く）の業績評価結果が規程に定めた基準に未達の場合、特段の事由が無い限り当該執行役の再任について推奨しないことを取締役会に提言します。

④ 代表執行役社長の選任・解任プロセス及び後継者計画

当社は、経営陣において特に中心的な役割を担う代表執行役社長の選任・解任の基準・方針及び後継者計画の策定・実施を、当社における最も重要な戦略的意思決定であると位置付けています。

ア. 代表執行役社長の選任・解任プロセス

代表執行役社長の選解任については、指名委員会で策定した代表執行役社長の選任基準及び方針に基づき、指名委員会が最終候補者を取締役会に提言し、取締役会で決定します。指名委員会は、定期的又は隨時に、現任の代表執行役社長について、後継者計画において定めた代表執行役社長の資質に関する要件への適性を確認するものとし、代表執行役社長が退任するときには、当該後継者計画に基づき、代表執行役社長の後継者に関し、取締役会へ提言を行います。また、取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表執行役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、代表執行役社長の解任の是非を議論するための独立性・客觀性のあるプロセスを確立しています。具体的には、指名委員会が、現任の代表執行役社長の適性について定期的な確認を行う際に、単年度連結業績が3決算期連続して指名委員会の定める基準に未達の場合、特段の事由が無い限り、指名委員会は現任の代表執行役社長の再任について推奨しないことを取締役会へ提案し、取締役会で解任の是非に関する議論を行うこととしています。

また、2024年度は、代表執行役社長に不測の事態が起きた場合の行動計画等（BCP）について規程を整備し明文化しました。

イ. 代表執行役社長の後継者計画

当社の経営戦略の実現に取り組み、成長ビジョンの軌道に乗せる次期代表執行役社長を選出するため指名委員会を中心となり、代表執行役社長の後継者計画を策定するとともに、経営者としての適性を備えた候補者群を継続的かつ計画的に育成するためのプログラムを策定し、適任者を推薦できる体制の確保に取り組んでいます。指名委員会は、後継者計画に基づき、現在及び将来の事業環境あるいは経営戦略を踏まえた社長に求める必要な能力、資質（ポテンシャル）、経験・知識・スキルを在原流「経営者のあるべき像」として特定し、その具体的な判定方法・判定基準を定めるとともに、幅広い年齢層からの候補者の選定、育成の実施、育成状況の確認に主体的に関与しています。2024年度は、6年間の社長承継プランの最終年度として、コーチングや評価を行い、指名委員会において代表執行役社長候補者の決定を行い、2024年12月の取締役会で代表執行役の異動（内定）決議を行いました。

⑤ 取締役に対するトレーニングの方針

取締役会を有効に機能させるための環境整備の一環として、新任の取締役には、就任前又は就任後速やかに取締役の職責を果たすために必要な、財務、法務、コーポレート・ガバナンス等に関する知識・知見を習得する機会を設けています。

新任の独立社外取締役には、当社グループへの理解を深めることを目的として、当社グループの経営戦略、財務状態、経営課題、その他重要な事項について、担当執行役等から説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。また、取締役就任後においても、社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会の設定に努めています。

≪2024年度の実績≫

- ・2024年10月：廃棄物処理施設視察（環境カンパニー）
- ・2024年12月：海外有識者を招聘したコーポレート・ガバナンスに関する勉強会



廃棄物処理施設視察の様子



海外有識者を招聘した勉強会

⑥ 取締役会の実効性向上に向けた取組

ア. 取締役会実効性評価の目的

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、指名委員会等設置会社への移行を機に、2015年度より取締役会自身が取締役会全体の実効性評価を毎年実施し、その結果の概要を開示しています。毎年の評価では、前年度に課題として認識された事項の改善状況の検証を行い、その結果を踏まえて次の課題を抽出しており、連続性のあるガバナンス改革のPDCAサイクルを回しています。2024年度は、3年ぶりに外部の独立した専門家（以下、「外部専門家」といいます。）が全取締役会を対象にインタビューする方法にて実施するとともに^{*}、当社のコーポレート・ガバナンス体制及び監督機能の発揮の状況を国内外の基準及び海外の先進企業の状況との比較から検証・把握するため、2つのベンチマークリング分析を行いました。

※直近2年間は独立社外取締役の取締役会議長が全取締役に個別インタビューする方法にて評価を実施。

イ. 2024年度「取締役会実効性評価」について

(a) 評価プロセス

各取締役への質問票を作成し、その回答結果を踏まえ、外部専門家による全取締役への個別インタビューを実施するとともに、取締役個人の自己評価と相互評価（ピアレビュー）を行いました。当社取締役会は、上記の質問票・個別インタビュー、ベンチマー킹分析によって得られた結果を分析し、それに基づき2024年12月及び2025年1月の取締役会において取締役会の実効性について討議を行い、その評価と今後の対応を確認しました。あわせて、取締役会議長を除く全取締役は、取締役会議長に対する評価を行いました。

(b) 評価結果の概要

取締役会及び三委員会の現状に対する各取締役の評価は高く、取締役会、取締役会議長、独立社外取締役、社内取締役がそれぞれの重要な役割・責務を適切に果たしていること、取締役会及び三委員会については、適切な議題設定と議事運営のもと十分な議論が行われ、適切に運営されていること、昨年の課題として挙げられた事項については、取組みが進んでいることを確認しました。

取締役個人に対する自己評価及び相互評価については、「荏原製作所コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定める取締役の役割及び資質・能力に基づいて評価が行われ、両評価を通して、各取締役はその責務を適切に果たし取締役会の議論に貢献していることを確認しました。なお、相互評価の結果の概要は指名委員会に共有され、同委員会は取締役候補者の選任に際し、同評価の結果も参考にしています。

ベンチマー킹分析では、当社コーポレート・ガバナンス体制について、国内外のコーポレート・ガバナンス基準及び海外の先進企業との比較を行い、いずれも概ね同等レベルであり、今すぐ対応すべき重要な項目は見当たらないことを確認しました。また、当社取締役会の監督機能の状況について、複数の海外先進企業における取締役会の運営状況との比較を行い当社にとって参考になる点は一部あったが、重要な内容については大きな差異がないことを確認しました。

以上から、当社取締役会は、取締役会の監督機能が十分に発揮され、より高い実効性が確保できていると評価しました。

(c) 今後の対応

当社取締役会は、これまで進めてきた改革の継続とあわせて、以下の各項目について今後継続的に取り組むことで取締役会の実効性をさらに高めていくこととします。

●長期的な視点に立った経営ビジョン及び経営計画の議論の充実

現中期経営計画E-Plan2025の進捗と内外の様々な環境変化を踏まえ、重要な課題（事業ポートフォリオ、ROIC経営、対面市場別組織の導入効果、新規事業の投資領域・規模、グループ全体のブランド戦略等）について考え方・方針を整理し、議論を充実させていく。

●サステナビリティに関する議論の深化

サステナビリティに関する重要な課題（グローバルでの人事体制の確立、組織規模の急拡大に伴う人材の確保・育成、企業文化の浸透、多様性のさらなる推進等）を当社の収益性、長期的持続性及び企業価値向上と具体的にどのように結びつけていくのかという視点を持って議論を深めていく。

●グループガバナンス体制の更なる強化に関する議論、検証

監査体制、CxO制度の運用の観点から検証を行うとともに、コンプライアンスなどの内部統制、安全・品質に関する体制や仕組みについて議論及び検証を行っていく。

●委員会の体制及び活動内容の定期的な検証

2024年度「取締役会実効性評価」の全文は以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/ir/governance/information/Corporate-Governance-Library.html>

(2) 取締役及び執行役の氏名等 (2024年12月31日現在)

①取締役

氏名		地位		担当、重要な兼職の状況
前 田 東 一	取 締 役 会 長			指名委員会委員 株式会社キツツ社外取締役
浅 見 正 男	取 締 役 代 表 執 行 役			社長兼CEO兼COO 兼精密・電子カンパニー プレジデント
大 枝 宏 之	取 締 役			取締役会議長 指名委員会委員 株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問 積水化学工業株式会社 社外取締役 公益財団法人一橋大学後援会 理事長 日本郵政株式会社 社外取締役
西 山 潤 子	取 締 役			監査委員会委員 戸田建設株式会社 社外監査役
藤 本 美 枝	取 締 役			報酬委員会委員長 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社TBSホールディングス 社外監査役 (株式会社TBSテレビ 監査役) エレマテック株式会社 社外取締役
北 山 久 恵	取 締 役			監査委員会委員長 公認会計士 株式会社椿本チエイン 社外取締役 株式会社ダイセル 社外監査役 兵庫県立大学大学院特任教授 北山公認会計士事務所 代表
長 峰 明 彦	取 締 役			監査委員会委員(常勤)
島 村 琢 哉	取 締 役			報酬委員会委員 AGC株式会社 取締役会長 JFEホールディングス株式会社 社外監査役
高 下 貞 二	取 締 役			筆頭社外取締役 指名委員会委員長 積水化学工業株式会社 取締役会長

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
沼 上 幹 取 締 役		報酬委員会委員 JFEホールディングス株式会社 社外監査役 東京センチュリー株式会社 社外取締役 一橋大学 名誉教授 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授

- (注) 1. 取締役 大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して同7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員 北山久恵氏は公認会計士の資格を有しております、西山潤子氏は他社の常勤監査役としてIFRS会計基準の連結財務諸表等に係る監査を実施した経験があり、常勤監査委員の長峰明彦氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 澤部董氏は、2024年3月27日開催の第159期定期株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
5. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
6. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、当社の内部統制に精通している取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、社内出身の非業務執行の取締役である長峰明彦氏を常勤の監査委員会委員として選定しています。
7. 2025年1月1日をもって下記のとおり異動がありました。

氏 名	担当、重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
浅 見 正 男	—	精密・電子カンパニー プレジデント

②執行役

氏名		地位			担当、重要な兼職の状況	
浅見正男	代表執行役	社長兼CEO兼COO兼精密・電子カンパニー プレジデント				
永田修	執行役	建築・産業カンパニー プレジデント				
宮木貴延	執行役	エネルギー カンパニー プレジデント 兼嘉利特荏原泵業有限公司 董事長 兼荏原エリオットエネルギーホールディングス株式会社 Chairman 兼CEO兼Elliott Company CEO	エネルギー カンパニー プレジデント 兼嘉利特荏原泵業有限公司 董事長 兼荏原エリオットエネルギーホールディングス株式会社 Chairman 兼CEO兼Elliott Company CEO			
太田晃志	執行役	インフラカンパニー プレジデント				
山田秀喜	執行役	環境カンパニー プレジデント 兼荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長 兼水King株式会社 取締役	環境カンパニー プレジデント 兼荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長 兼水King株式会社 取締役			
南部勇雄	執行役	精密・電子カンパニー カンパニー共同COO（装置事業／営業統括／経営戦略統括担当）				
露木聖一	執行役	精密・電子カンパニー カンパニー共同COO（コンポーネント事業／技術統括担当）				
細田修吾	執行役	CFO（経営企画／財務／会計／税務担当） 兼荏原（中国）有限公司 董事長	CFO（経営企画／財務／会計／税務担当） 兼荏原（中国）有限公司 董事長			
佐藤誉司	執行役	CHRO（人事／安全／労務／人財開発担当）兼人事統括部長				
中山亨	執行役	CRO（リスク管理／法務／内部統制担当）				
小和瀬浩之	執行役	CIO（情報通信担当）兼情報通信統括部長				
三好敬久	執行役	CTO（技術／研究開発／知的財産担当）兼技術・知的財産統括部長				

(注) 1. 代表執行役 浅見正男氏は、取締役を兼務しています。

2. 執行役 戸川哲二、蓬臺昌夫の両氏は2024年3月27日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。

3. 2025年1月1日をもって下記のとおり異動がありました。

氏名		担当、重要な兼職の状況	
		変更後	変更前
浅見正男	—	精密・電子カンパニー プレジデント	精密・電子カンパニー プレジデント
山田秀喜	荏原環境プラント株式会社 代表取締役会長	荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長	荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長
南部勇雄	精密・電子カンパニー プレジデント	精密・電子カンパニー カンパニー共同COO(装置事業／営業統括／経営戦略統括担当)	精密・電子カンパニー カンパニー共同COO(装置事業／営業統括／経営戦略統括担当)
露木聖一	精密・電子カンパニー（コンポーネント事業／技術統括／安全・環境・品質保証担当）	精密・電子カンパニー カンパニー共同COO（コンポーネント事業／技術統括担当）	精密・電子カンパニー カンパニー共同COO（コンポーネント事業／技術統括担当）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、執行役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害等を保険契約により補填することとしています。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)							
		基本報酬		短期業績 連動報酬		譲渡制限付 株式報酬		業績連動型 株式報酬	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取 締 役 (社外取締役を除く)	130	2名	100	—	—	2名	30	0名	0
社 外 取 締 役	134	8名	108	—	—	8名	26	—	—
執 行 役	967	14名	356	12名	232	14名	92	14名	286
合 計	1,232	24名	564	12名	232	24名	148	14名	286

- (注) 1. 上記には、2024年12月31日現在の取締役及び執行役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等及び、2024年3月27日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して2024年1月から退任時までに支給された報酬等の額を記載しています。
2. 取締役を兼務する代表執行役社長に支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
3. 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額136百万円（基本報酬60百万円、短期業績連動報酬47百万円、業績連動型株式報酬28百万円）を含めた総額を記載しています。
4. 執行役の短期業績連動報酬は、全社業績又は事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
5. 短期業績連動報酬は、2024年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2025年3月支給予定）の総額を記載しています。
6. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
7. 業績連動型株式報酬は、2026年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。当事業年度の金額算定においては、直近の当社株価及び中期経営計画E-Plan2025の最終年度である2025年12月期の経営計画における連結投下資本利益率（ROIC）の予想値を用いており、かつ前事業年度計上額との差分も加算計上しています。

②報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の種類別の額

氏名	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
		基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長 浅見正男	167	54	36	16	59

- (注) 1. 短期業績連動報酬は、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2025年3月支給予定）の総額を記載しています。
 2. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度及び過年度に付与した譲渡制限付株式報酬（ファンタムストックを含みます。）について、当事業年度に費用計上すべき金額（前事業年度までに引当金計上した金額を除く）を記載しています。
 3. 業績連動型株式報酬は、2026年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。当事業年度の金額算定においては、直近の当社株価及び中期経営計画E-Plan2025の最終年度である2025年12月期の経営計画における連結投下資本利益率（ROIC）の予想値を用いており、かつ前事業年度計上額との差分も加算計上しています。

③当社の役員が受けける報酬等の決定に関する方針

当社は、定款第22条及び第31条に基づき、独立社外取締役3名のみで構成される報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等について決定しています。

ア. 取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務遂行を監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

a. 非業務執行取締役

非業務執行取締役の報酬は、業務執行とは独立した立場で、業務執行が適法に行われていることを監督する役割と責任が期待されていることから、基本報酬、長期インセンティブで構成され、報酬委員会にて決定します。長期インセンティブは、企業価値の継続的な向上を図るとともに役員における株式保有を促進することで株主との一層の価値共有を図る譲渡制限付株式報酬（RS）とします。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給します。

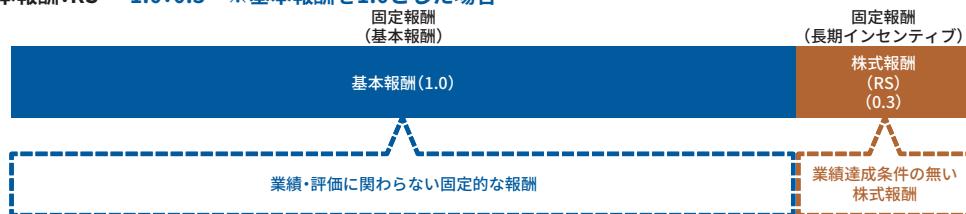
b. 業務執行取締役（代表執行役社長）に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

«非業務執行の取締役の報酬比率»

基本報酬:RS = 1.0:0.3 ※基本報酬を1.0とした場合



イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、以下で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、業績に対する責任が重い上位の役割にある者ほど、業績に連動した報酬部分の比率が大きくなるように設定しています。

報酬の種類	金銭報酬		株式報酬	
	基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬(RS)	業績連動型株式報酬(PSU)
概要	役割に応じた 基本的な報酬	全社(事業)業績、個人別の目標(MBO) ^{※1} の 達成度に応じて支給	一定期間の譲渡制限を 定めた株式を単年度ご とに付与し、退任時に譲 渡制限を解除	中期経営計画の目標の 達成度に応じて3年毎に 株式を付与
指標	—	業績指標 (45%) MBO (45%) ESG指標 (10%)	連結投下資本利益率(ROIC) 連結営業利益 担当事業ごとのKPIに基づき設 定 “E”(環境):CDP(気候変動) ^{※2} “S”(社会):グローバルエン ゲージメントサーベイ ^{※3}	— ROIC(2025年12月期)

※1 Management by Objectives (目標管理制度) の略で、個人で目標設定したものに対する達成率や進捗に応じて評価するマネジメント手法

※2 気候変動対応の戦略やGHG排出量削減の取り組みなどを評価するESG評価機関

※3 グローバルエンゲージメントサーベイは、2019年より国内外グループ会社従業員を対象に、中長期的に目指すありたい姿の達成に向け会社や職場におけるエンゲージメントの現状について調査をしているもの。

(c) 報酬の組合せ

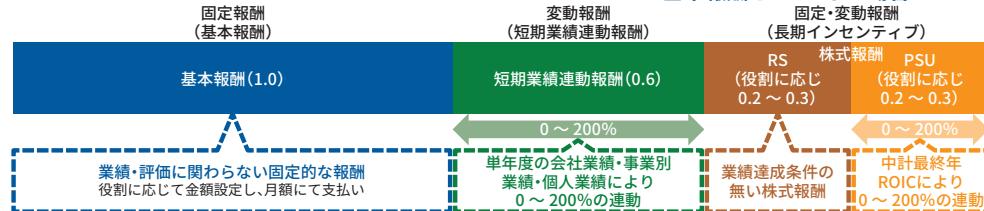
執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

«執行役の報酬比率（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）»

【代表執行役社長】基本報酬:短期業績連動報酬:RS:PSU = 1.0:0.6:0.3:0.3

【執行役】基本報酬:短期業績連動報酬:RS:PSU = 1.0:0.6:0.2 ~ 0.25:0.2 ~ 0.25

※基本報酬を1.0とした場合

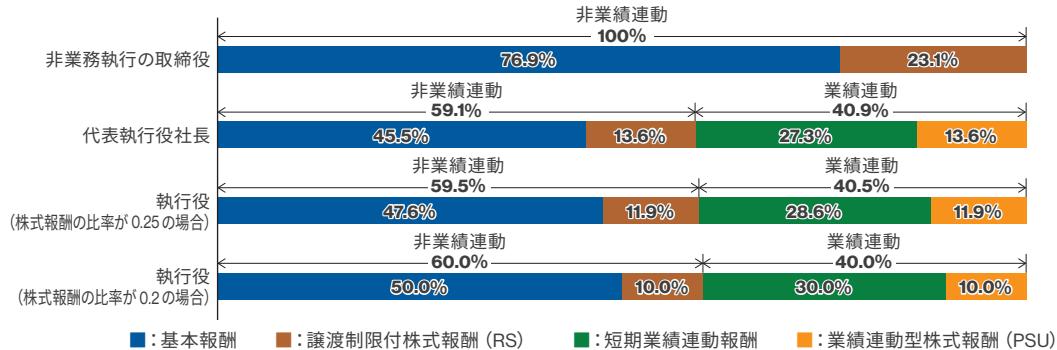


(d) 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役割に応じた報酬水準としています。

総報酬（基本報酬水準、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

«取締役及び執行役の報酬の構成（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）»



ウ. 当事業年度に係る取締役・執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬委員会は、当事業年度にかかる取締役及び執行役の個人別の報酬等について、ア. 取締役に対する報酬、イ. 執行役に対する報酬記載の（a）報酬制度の目的と基本方針に基づいて、（1）基本報酬については、国内同輩企業の水準及び従業員賃金水準を踏まえ、役割に応じた報酬額であるか、（2）短期業績連動報酬については、個人毎の報酬額が、当事業年度の全社業績目標及び個人別の目標の達成度に応じたものであるか、（3）譲渡制限付株式報酬については、役割に応じた所定株式数を付与することを内容とするものであるか、について委員会において慎重に審議の上、決定しました。したがって、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 報酬等の決定に関する手続き

役員等の報酬方針の決定機関である報酬委員会は、客観的な視点と透明性を重視して、3名の独立社外取締役により構成されており、具体的には、社外取締役の中から、企業法務の専門家、企業経営の経験者、企業経営の研究者を選任しています。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、報酬方針の決定、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求める能够なものとされています。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行っています。

このような活動を行うため、報酬委員会は定期例会のほか、必要に応じて適宜開催され、報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

新任の報酬委員に対しては、報酬委員会の定める規程（役員報酬基本方針）に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規準等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

2024年度において、報酬委員会は14回開催され、報酬方針を決議したほか、報酬方針に基づく取締役及び執行役の個人別の基本報酬・短期業績連動報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の内容及び付与数を決定いたしました。

⑤ 各支給項目について

ア. 短期業績連動報酬

中期経営計画達成のためのインセンティブを重視し、全社業績又は事業業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに金額を決定する仕組みとしています。ただし、親会社の所有者に帰属する当期利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、短期業績連動報酬の減額等につき報酬委員会が決定します。

2024年度における全社業績指標の目標と実績

業績指標	2024年度目標値	2024年度実績値
連結投下資本利益率 (ROIC)	11.0%	12.2%
連結営業利益	870億円	979億円

イ. 長期インセンティブ（株式報酬）

当社役員が近視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主の利害との一致の観点から、譲渡制限付株式報酬と当社の業績に連動する業績連動型株式報酬を支給しています。

(a) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、役員の役割に応じた一定の株式数を単年度ごとに付与します。付与された株式の譲渡制限期間は、役員における株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社役員を退任するまでとし、当社役員の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

(b) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、中期経営計画初年度に支給対象役員の役割に応じた基準個数を予め設定し、中期経営計画の最終年度に中期経営計画が目標と掲げている連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合いに応じて決定された数の株式を付与します。付与株式数のうち40%相当については、金銭に換算して支給します。業績連動型株式報酬に係る指標には、連結投下資本利益率（ROIC）を採用しています。中期経営計画E-Plan2025の最終年度である2025年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）の目標（10.0%）達成度合いに応じて、支給率を0%～200%として支給されます。

『支給株式数及び個別支給金額の算定方法』

- ・株式によるPSUの支給個数（1個未満切り捨て）

基準個数×支給率×60%

1個＝当社普通株式500株

- ・金銭によるPSUの支給金額（100円未満切り捨て）

基準個数×支給率×40%×当社普通株式の株価*

1個＝当社普通株式500株とします。

*中期経営計画最終年度に係る割当を決議する取締役会開催の前々月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均

※2024年7月1日付けで実施した株式分割（1:5）による調整を反映しております。

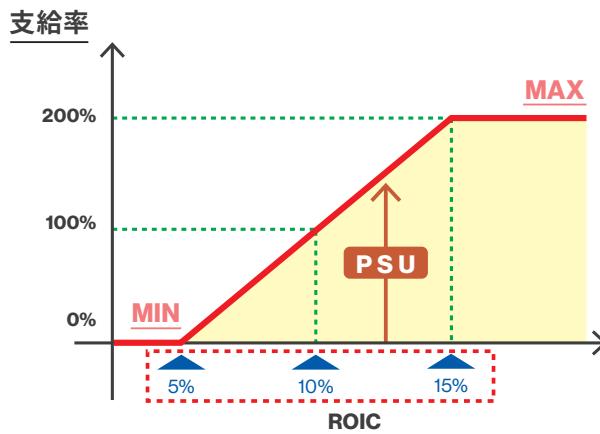
≪支給率≫

支給率 (%) = 連結投下資本利益率 (ROIC) × 20 - 100

小数点第2位を四捨五入します。ただし、計算の結果が0%以下となる場合には0%（不支給）とし、200%を超える場合には200%とします。

連結投下資本利益率 (ROIC) = NOPLAT (みなし税引後営業利益)

÷ 投下資本 {有利子負債 (期首期末平均) + 株主資本 (期首期末平均)}



なお、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を促進します。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2)取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況					発言状況及び果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
大枝 宏之	100% (15/15回)	100% (18/18回)	—	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言するとともに、取締役会議長として取締役会を牽引しています。また指名委員会では、同委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成等に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
西山 潤子	100% (15/15回)	—	100% (3/3回)	100% (16/16回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また監査委員会では、同委員として、独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、その職責を果たしました。
藤本 美枝	100% (15/15回)	—	100% (14/14回)	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、報酬委員会委員長として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議等に積極的に発言を行うとともに、委員間での議論を牽引し、その職責を果たしました。
北山 久恵	100% (15/15回)	—	—	100% (22/22回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また監査委員会では、監査委員会委員長として、独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、その職責を果たしました。
島村 琢哉	100% (15/15回)	—	100% (14/14回)	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、同委員として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
高下 貞二	100% (15/15回)	100% (18/18回)	—	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また指名委員会では、指名委員会委員長として、取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成等に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
沼上 幹	100% (15/15回)	—	100% (11/11回)	100% (6/6回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、企業経営の研究者としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、同委員として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。

- (注) 1. 西山潤子氏は、2024年3月27日開催の取締役会終結の時をもって報酬委員会委員を退任しましたので、同日以前に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。また、同取締役会において新たに監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した監査委員会への出席状況を記載しています。
2. 沼上幹氏は、2024年3月27日開催の取締役会終結の時をもって監査委員会委員を退任しましたので、同日以前に開催した監査委員会への出席状況を記載しています。また、同取締役会において新たに報酬委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した報酬委員会への出席状況を記載しています。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	178百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	281百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な海外子会社のうち、Elliott Companyほか18社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。

(5) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(6) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務として、社債発行に係るコンフォートレター作成等の業務を委託しています。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

②不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間 在任する場合にも、入札を実施することといたします。ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。

なお、当第160期は有限責任監査法人トーマツが当社会計監査人に就任して2事業年度目になります。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度、執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。</p>	<p>(1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識の浸透及び不正行為を未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。</p> <p>(2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。</p> <p>(3) 代表執行役社長を委員長とするサステナビリティ委員会では、社会、環境並びに当社グループのサステナビリティに資する活動の対応方針、戦略、目標及びKPIを審議し、成果の確認及び見直しを行っています。また、同委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜是正・改善指示を行っています。当事業年度は、同委員会を4回開催しました。</p> <p>(4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外10か国において、子会社22社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。</p> <p>(5) 国内においては、「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においてもコンプライアンス連絡会を開催していましたが、当期よりテーマをリスクマネジメント全般に広げたことから、CRO連絡会に枠組みを変更し、その中でコンプライアンスについてもテーマとして扱いました。当事業年度は、北米・南米地域、欧州・中東地域、アジア・オセアニア地域、アフリカ地域の子会社34社と連絡会を開催しました。</p> <p>(6) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、年度監査計画に沿って活動しています。当社及び子会社の業務について業務執行部門から独立した監査・モニタリングを実施しています。子会社に内部監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。海外子会社に対しては、外部専門家を利用したコソーシング監査を実施しました。また、海外子会社の監査ではリスク状況の確認を行うため、コーポレートの関係部門がアドバイザーとして同行して専門的見地から意見を付すことで監査品質の向上をはかりました。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	<p>(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。</p> <p>(2) 芥原グループとして守るべき情報セキュリティの方針を定めた「情報の取扱いに関する芥原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。</p> <p>(3) 芥原グループ全体の情報管理レベルの確認、及び実態調査を行い、改善を図っています。</p>
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	<p>(1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。</p> <p>(2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。</p>
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	<p>(1) 権限と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。</p> <p>(2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。</p> <p>(3) グループ全体のリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて6回開催しました。</p> <p>(4) 外部からのサイバー攻撃等に備え、芥原グループ全体における情報セキュリティ管理体制の強化を続けています。</p>
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保するための体制	
<p>(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。</p> <p>(2) 経営の基本方針を策定し、その進捗状況の監督を行うことにより、当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。</p>	<p>(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保しています。</p> <p>(2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。</p> <p>(3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。最重要経営指標（KPI）である投下資本利益率（ROIC）については、KPIモニタリング会議等で進捗を確認しています。</p> <p>(4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。</p> <p>(5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制	
<p>当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。</p>	<p>当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。</p> <p>また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。当事業年度は1回開催しました。</p>
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<p>当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。</p>	<p>(1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社の執行役は子会社の内部統制体制整備に責任を持っています。</p> <p>(2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。</p>
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制	
<p>監査委員会の職務を補助すべき部門を設置する。</p>	<p>(1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置しています。</p> <p>(2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」又は「補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所属としています。当事業年度は、21名が監査委員会室に所属しており、そのうち5名は専任の補助従業員として監査委員会に関する事務に従事しました。その他の16名は内部監査部門又は関係会社の監査役を主たる業務としており、監査委員会室には兼務補助従業員として在籍していました。なお、監査委員会補助従業員は企業集団の内部統制を確保することを目的として、関係会社の監査役を兼務することがあります。</p>
9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項	
<p>(1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行う。</p> <p>(2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。</p> <p>(3) 兼務補助従業員については、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先するものとしており、監査委員会の指示の実効性を確保する。</p>	<p>(1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行っています。</p> <p>(2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。</p> <p>(3) 兼務補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しますが、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先する旨社内規程に定め、監査委員会の指示の実効性を確保しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、関係会社監査役等に従事する。</p> <p>(5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定する。</p>	<p>(4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、関係会社監査役等に従事しています。</p> <p>(5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定しています。</p>

10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

<p>(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めるができる体制を構築し、整備・運用する。</p> <p>(2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。</p> <p>(3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。</p>	<p>(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、サステナビリティ委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。</p> <p>(2) 「執行役規程」に基づき、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。</p> <p>(3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。</p> <p>(4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外10か国において、子会社22社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。</p> <p>(5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。</p> <p>(6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。</p>
--	---

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<p>(1) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。</p> <p>(2) 監査委員会から求めがあった場合には、内部監査部門の部門長若しくは部員又は関係会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させる。また、関係会社の監査役については監査委員会の同意を得た上でその候補者を決定する。</p>	<p>(1) 代表執行役社長及び建築・産業、エネルギー、インフラ、環境、精密・電子の各カンパニーを統括する執行役は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。</p> <p>(2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。</p> <p>(3) 監査委員会からの求めにより、内部監査部門の部門長若しくは部員又は関係会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させています。また、関係会社の監査役候補者の指名に際しては、監査委員会の同意を得た上で決定しています。</p>
---	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
(3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(4) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行います。

- (1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。
- (2) 評価にあたっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。当事業年度は内部統制の実施基準改訂への対応、高度化・効率化を目的として、プロジェクト・チームを組成し、評価対象プロセス、リスク・コントロール、経営者評価方法の見直しを実施しました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。E-Plan2025期間における株主還元につきましては、連結配当性向35%以上を目指し当該期の業績に連動して実施する方針です。また、自己株式の取得については機動的に実施していくこととしています。

配当金等の推移

区分	年度	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度)	第160期 (2024年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	163.0	193.0	229.0	147.0(予定)
年間配当額	(百万円)	15,127	17,765	21,141	25,404(予定)
連結配当性向	(%)	35.2	35.2	35.0	35.6(予定)
自己株式取得額	(百万円)	19,999	—	—	—

(注) 第160期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、第160期定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。

なお、2024年7月1日付で当社普通株式1株を5株にする株式分割を行っています。第157期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり年間配当額を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

区分	年度	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度)	第160期 (2024年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	32.6	38.6	45.8	55.0(予定)

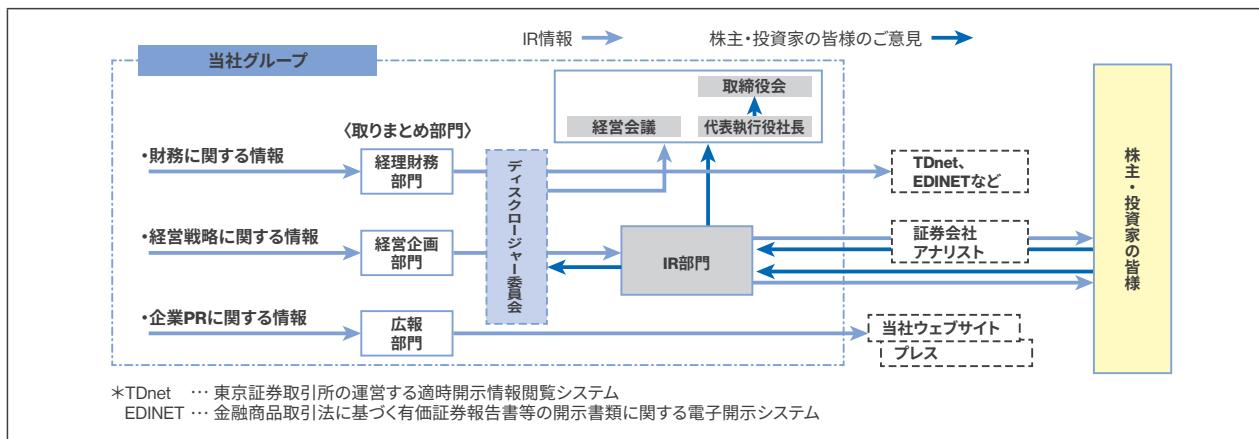
(3) 株主・投資家との対話

当社グループは、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係の構築を経営の最重要事項の一つと位置付けています。投資判断に必要な企業情報を適切に提供するとともに、建設的対話を通じて企業価値向上に資するIR活動を実践し、信頼関係の継続的な深化に努めます。

株主・投資家の皆様との対話について、経営に関する重要な事項として取締役会が適切に監督するため、四半期に一度、取締役会において担当部門がIR活動について報告し、取締役会は必要に応じて助言等を行っています。

当社グループのIR体制は、代表執行役社長を最高責任者とし、IR担当執行役とIR担当部門が行うことを基本としています。また、必要に応じて、取締役（独立社外取締役を含む）・執行役・その他経営幹部が株主・投資家の皆様と直接対話を行う機会を設定するものとしています。

『株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの流れ』



『IR活動の実施状況』

活動内容	第160期の実績
個別面談	413回
証券会社主催のカンファレンス・面談	34回
決算説明会	4回
マネジメントミーティング	2回
個人投資家向け説明会	6回
IR Day	1回
ESG説明会	1回

(4) サステナビリティ経営

当社は、SDGsをはじめとする社会課題の解決に事業を通じて持続的に貢献し、中長期的に企業価値を向上させていく経営をサステナビリティ経営ととらえています。環境問題への取組み(E)、社会とのつながり(S)、ガバナンスの強化(G)を高度なESG経営(サステナビリティ経営)実践の柱とし、取締役会及び各委員会がE,S,Gに関わる取組みを適切に監督できる体制を整備し運営しています。取締役会は、環境と社会に対する取組みの監督をさらに強化していく必要があるという認識の下、E,S,Gについて定期的に議論することを2022年から行っています。その重要テーマの1つとして気候関連のリスク・機会に対する取組みや人的資本への取組みを掲げています。さらに、執行側の会議体であるサステナビリティ委員会に非業務執行取締役も陪席し、客観的な視点でE,S,Gの価値向上に資するよう意見を述べたり、助言等を行います。サステナビリティ委員会は代表執行役社長が委員長を務め、全執行役が委員として参加し、当社と社会のサステナブルな発展に向けた議論を行っています。この会議体には社外有識者もアドバイザーとして参加し、ESGに関する最新情報の提供や活動への助言がなされています。サステナビリティ委員会での議論は取締役会に報告され、レビューを受ける仕組みとされています。

① 気候変動への対応

ア. カーボンニュートラルの推進

荏原グループでは、2030年にありたい姿の一つに“高度なESG経営の実践”を掲げており、その重要テーマとして気候変動への対応を掲げています。持続可能な社会の実現と、グループの成長との両立を目指し、自社とバリューチェーンにおけるGHG(Greenhouse gas)排出量を低減することにより、2050年にカーボンニュートラルを目指します。

その実現に向け、サステナビリティ委員会において、当社グループの方針、戦略、目標及びKPIを審議し、成果や進捗の確認を行っています。

自社の活動によるGHG排出(Scope1,2)については、エネルギーの合理的な使用を推進するエネルギー管理委員会が主導して各拠点の省エネルギーに取り組むとともに、国内外の拠点で太陽光発電設備の設置や、CO₂フリー電力の調達などを進めています。

バリューチェーンのGHG排出(Scope3)については、その大部分を占める当社製品の使用による排出(カテゴリ11)を対象に2030年の削減目標を設定しました。Scope3の削減策として当社製品の高効率化をはじめ、サプライヤや顧客との連携を進めます。

2024年6月にはSBTイニシアチブにコミットメントレターを送付し、2年以内のSBT認定をコミットしました。また、2023年のScope1,2,3排出量について第三者保証を取得していますが、今後も継続的な取得を予定しています。

さらに、当社が顧客のGHG削減に寄与する施策を『顧客のGHG削減への貢献目標』として整理し、「削減貢献量」、「当社定義によるGHG削減量」、「カーボンニュートラル社会の実現をサポートするビジネス創出」の3つの目標を設定しました。省エネルギー型のポンプや地球温暖化係数の高いPFCs(パーフルオロカーボン)を化石燃料を用いずに無害化する排ガス処理装置の製造販売などに加え、水素・アンモニア向けなどのGHG排出削減に貢献する製品・サービスの開発、提供などによりカーボンニュートラル社会の実現をサポートします。

《2030年の目標》

- ・Scope1,2:2018年度比GHG排出量を55%削減
- ・Scope3(カテゴリ11):2021年度比GHG排出量を25%削減
- ・削減貢献量(WBCSDの“Guidance on Avoided Emissions”を参照):2023年～2030年の累計で4,300万トン削減
- ・当社定義による顧客のGHG削減量:2023年～2030年の累計で1億トン削減
- ・カーボンニュートラル社会の実現をサポートするビジネス創出

イ. 気候関連開示

2019年に賛同署名したTCFD提言に基づき気候関連のリスク・機会の分析を行い、シナリオ分析の結果を中期経営計画E-Plan2025(2023～2025年)に反映させています。TCFDによる企業の気候関連情報開示モニタリング機能が2024年にIFRS®サステナビリティ開示基準S2号気候関連開示(以下、IFRS®S2)に引き継がれたため、IFRS®S2の開示基準を参照して2024年6月に気候関連の情報を更新しました。

・ガバナンス

気候関連のリスク・機会を含む非財務経営課題行動計画の進捗を取締役会が監督しています。気候関連の情報開示とその更新に際しては、執行側の会議体であるサステナビリティ委員会又は経営会議に諮った上^{*}で、取締役会に上程し、内容の確認を経て開示しています。

※取締役会の開催前の直近の執行側会議体に諮る。

・戦略

主要な対面市場ごとに気温上昇を1.5°C、4°Cに抑える世界観における気候関連シナリオ分析を行っています。シナリオ分析の結果は中期経営計画E-Plan2025の各カンパニーの戦略に落とし込まれています。

1.5°C、4°Cの世界観において、当社事業への財務インパクトを当社ウェブサイトに公表しています。

・リスク管理

気候関連シナリオ分析によって特定した重要なリスクと機会に基づく各種施策の進捗は、代表執行役社長が主宰する「経営課題行動計画モニタリング会議」に各カンパニープレジデントが報告する体制としています。気候関連を含む非財務の指標・目標の全体の進捗はサステナビリティ委員会に報告され、レビューする仕組みとしています。サステナビリティ委員会の報告・審議内容は取締役会に報告されます。

・指標と目標

本項「ア.」に記載の通り、指標と目標を設定してカーボンニュートラルを推進しています。

詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

・「気候関連開示(TCFD提言)」

⇒<https://www.ebara.co.jp/sustainability/think/information/tcfid.html>

・「荏原グループのカーボンニュートラル」

⇒<https://www.ebara.co.jp/sustainability/environment/information/carbon-neutrality.html>

② 人的資本経営の対応

荏原グループでは、「チャレンジ精神をもって創意工夫する多様な人材を世界中から獲得し、働きやすい職場環境下での適切な競争や挑戦によって実力が最大限発揮され、公正に評価され、個々の社員が充実し、成長する企業風土を目指す」という人事・人材開発基本方針を掲げています。この方針のもと、多様な人材の活躍推進とグローバルでの人材マネジメント基盤を確立するための具体的な取組みを実現するため、CHROオフィスを設置しました。各事業から吸い上げた人材ニーズや人材に関する経営課題を、グループ全体の人事戦略(One Ebara HR)を中心に、施策を遂行していくことで、グループ・グローバル全体で「人的資本経営」の強化を図ります。人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出し、「グローバルでの持続的成長」を実現するための基盤整備をより加速させ、「競争し、挑戦する」人材を育成し、グローバルモビリティの向上を通じて最適配置をグループ全体で強化していきます。具体的な取組みは下記のとおりです。

- ・学びたい人、挑戦したい人に対して、早期選抜・育成に資する様々な機会を提供するとともに、自らキャリアチェンジを目指せるような仕組みを構築し、適所でモチベーション高く働けるよう支援します。
- ・海外グループ会社のローカル社員がより重要なポジション(グローバルキーアポジション_GKP: Global Key Position)で活躍するための、グローバルで統一された役割等級制度の導入の推進、グローバル人材育成プログラムの全社展開、国内外のサクセッションの戦略的な実行を推進します。
- ・リファラル採用、アルムナイ制度を継続し、多様な人材の獲得を進めます。また、多様な人材がより働きやすい環境を提供するために、EBARA New Workstyle の更なる拡大を行います。
- ・「人材の見える化」をグローバルに加速させるための基盤となる「グローバルHCM(Human Capital Management) プラットフォーム」を構築し、各人事施策の効果を定量的にモニタリングできる体制を構築していきます。

ア. 多様な人材活躍促進の取組み

(a) 管理職登用の現状と今後の課題

当社は、2024年12月31日現在、女性管理職は123名で当社の管理職社員に占める割合は7.5%となっており、2025年までに8%以上とすることを目標としています。また、当社は、2011年より外国籍従業員の新卒採用を積極的に行ってています。当社の外国籍社員は、2024年12月31日現在184名で、当社の従業員に占める外国籍社員の割合は3.6%です。そのうち、管理職社員に占める外国籍社員の人数は24名、割合は1.5%で、今後とも継続的な向上を目指します。

また中途採用者は、2024年12月31日現在2,302名で、当社の従業員に占める割合は45.1%です。そのうち管理職社員に占める人数は568名、割合は34.7%です。中途採用においても、積極的な採用を行うとともに、社歴にかかわらず役割等級制度による公平な等級格付けを実施し、管理職登用の機会を公平に提供していきます。

管理職社員に占める外国籍社員と中途採用社員の割合に関する目標は、採用戦略と一体化して検討していきます。管理職試験においては、受験対象者を拡大し、さらに受験スケジュールを見直すことで、多様な人材を早期に抜擢できる仕組みを構築しました。今後はより早期から学びの機会を増やしていくことでスキルアップを図るとともに、年代別の研修等を通じて中長期のキャリアをより明確に描けるような仕組みづくりを推進してまいります。

(b) 障がいのある社員の活躍促進

障がいの有無にかかわらず全グループ社員が「ともに働き、世の中に価値を提供し続ける」ことの実現を目指します。法定雇用率の上昇や外部環境の変化に確実に対応するため、荏原グループの障がい者雇用管理を一元化し、グループ一体で障がい者雇用・事業を推進していきます。また、特例子会社の荏原アーネスト株式会社では、グループの事業への参入拡大を図り、キャリア形成の視点で障がいのある社員の能力開発を行い、挑戦・成長できる環境整備を進めています。

当社・特例子会社・グループ適用する関係会社4社で障がい者雇用率を2025年までに2.6%以上とすることを目指としていましたが、2024年6月1日現在で障がい者雇用率は2.68%となり、前倒しで目標を達成しました。

さらに、性別、国籍、年齢などの目に見える多様性（デモグラフィックダイバーシティ）だけでなく、経験、能力など目に見えない多様性（タスクダイバーシティ）などにも目を向け、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）を進めていきます。

- ・社員の意識改革と心理的安全性の高い組織の実現を目指し、「ダイバーシティ」「心理的安全性」「アンコンシャスバイアス」をテーマに、全社を対象にしたeラーニングを実施しました。
- ・社内におけるDE&Iの意識付け、知識向上を目指した勉強会を定期的に開催しています。
- ・女性社員を対象としたワークショップ、異業種交流会を通じて女性活躍推進を進めています。
- ・男性育児休業の取得率向上と職場における理解浸透を狙い、プレジデントメッセージの配信、勉強会を実施しました。
- ・ヘルスケアを軸としたDE&I推進支援サービス「Cradle（株式会社Cradle提供）」を導入し、社員の心身と多様な働き方をサポートしています。
- ・コーポレートサイトの「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進」ページを刷新し、当社のDE&Iの取組みを社内外に周知しています。
- ・イノベーションを起こせるチャレンジ人材を「増やす」ために、競争心・挑戦心を持った担当者が中心となり、荏原の魅力を広く伝える採用活動に力を入れています。
- ・30代、40代、50代の社員向けに、人生の選択肢を広げ自分らしい働き方・生き方を実現できるよう「キャリアデザインワークショップ」を実施しました。
- ・社員の成長とスキルアップを支援するため、多様なリスクリソースに対応した自己学習支援制度「Udemy Business（株式会社ベネッセコーポレーション提供）」を導入しました。

イ. 人権に対する考え方

当社グループは、ステークホルダーの人権を尊重することを荏原グループCSR方針に明示し、実践しています。国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、「荏原グループ人権方針」を制定しています。本方針を実践していくための対応方針を定めるとともに、本方針に基づく活動を推進するために人権委員会を設置し、荏原グループ人権方針の周知、人権デュー・ディリジェンスや救済を含む人権マネジメントの仕組みの継続的な改善に取り組んでいます。人権委員会は、人事、調達、法務、総務、内部通報窓口の部門長、各カンパニーの人事部門や管理部門の部門長などが委員として参加しています。さらに、ビジネスと人権に精通した社外の弁護士がアドバイザーとして参加しています。従業員の人権デュー・ディリジェンスは、人事部門が毎年行っている、グローバルエンゲージメントサーベイの設問の内、「職場の公正・公平性」「差別」「労働安全衛生」に関する設問のポイントを組織ごとにモニターし、一定水準に満たない組織に対して、人権委員会が人権アクションプランの策定と実施を指示しています。また、人権尊重を含む荏原CSR調達ガイドラインをサプライヤに理解と実践を求める目的として調達部門がグループ・グローバルの一次サプライヤに対してCSR調達アンケートを行いました。アンケートの内容には人権に関する設問が含まれており、人権委員会は、サプライヤにおいて児童労働や強制労働、差別が起きないような取組みがなされているか、適正な労働環境かどうかなどの人権に関する設問の結果を調達部門と共有し、健全なサプライチェーンマネジメントの構築を推進しています。

救済のしくみとして、国内外グループ会社においては、各社の社内窓口に加えて当社のコンプライアンス相談窓口が人権を含む苦情を受け付け、対応しています。現在10か国に所在する22の海外グループ会社にも当社がホットラインを設置しており、全グループ会社への整備を進めています。社外からの相談は、当社ウェブサイトのお問い合わせ窓口で受け付けています。人権に関する苦情や相談が寄せられた場合、コンプライアンス相談窓口が主担当となり、必要に応じて関係部門等と連携しながら対応しています。更に、当社グループ外のサプライヤからの苦情や相談に対応する仕組みとして、2024年4月に一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)に加盟しました。

詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

・「荏原グループ人権方針」

⇒<https://www.ebara.co.jp/sustainability/social/information/respect.html>

・「荏原 CSR調達ガイドライン」

⇒<https://www.ebara.co.jp/sustainability/social/information/supply-chain.html>

以 上

〈ご参考〉

当社のサステナビリティ情報の詳細について

当社のサステナビリティの詳細及びESGの詳細については、統合報告書及び当社ウェブサイトもご覧ください。

荏原 統合報告書

検索

[https://www.ebara.co.jp/ir/library/
annual-report/index.html](https://www.ebara.co.jp/ir/library/annual-report/index.html)



荏原 サステナビリティ

検索

[https://www.ebara.co.jp/
sustainability/think/index.html](https://www.ebara.co.jp/sustainability/think/index.html)



統合報告書



当社ウェブサイト

主なESG指数



FTSE4Good



FTSE Blossom
Japan Index



FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

2024 CONSTITUENT MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

2024 CONSTITUENT MSCI日本株
ESGセレクト・リーダーズ指数

2024 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)



Sompo Sustainability Index

ESG評価

MSCI
ESG RATINGS



CCC | B | BB | BBB | A | AA | AAA

※ THE USE BY EBARA CORPORATION OF ANY MSCI ESG RESEARCH LLC OR ITS AFFILIATES ("MSCI") DATA, AND THE USE OF MSCI LOGOS, TRADEMARKS, SERVICE MARKS OR INDEX NAMES HEREIN, DO NOT CONSTITUTE A SPONSORSHIP, ENDORSEMENT, RECOMMENDATION, OR PROMOTION OF EBARA CORPORATION BY MSCI. MSCI SERVICES AND DATA ARE THE PROPERTY OF MSCI OR ITS INFORMATION PROVIDERS, AND ARE PROVIDED "AS-IS" AND WITHOUT WARRANTY. MSCI NAMES AND LOGOS ARE TRADEMARKS OR SERVICE MARKS OF MSCI.

※ 株式会社荏原製作所のMSCIインデックスへの組み入れや、MSCIのロゴ、商標、サービスマークやインデックス名の使用は、MSCIまたはその関係会社による株式会社荏原製作所の後援、宣伝、販売促進ではありません。MSCIインデックスはMSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCIまたはその関係会社の商標またはサービスマークです。

NIKKEI
Smart Work
★★★★★ 2025

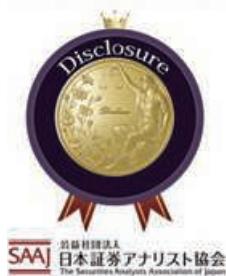
NIKKEI
SDGs
経営調査 2024 ★★★★★

ESG関連 認定・受賞



IR活動関連 認定・受賞

ディスクロージャー
2024年度 優良企業



SAA| 優良相談法人
日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan



連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流動資産	705,309	流動負債	405,340
現金及び現金同等物	171,031	営業債務及びその他の債務	167,452
営業債権及びその他の債権	170,282	契約負債	108,778
契約資産	116,792	社債、借入金及びリース負債	55,607
棚卸資産	205,960	未払法人所得税	13,915
未収法人所得税	2,104	引当金	11,895
その他の金融資産	3,798	その他の金融負債	1,383
その他の流動資産	35,339	その他の流動負債	46,308
非流動資産	299,775	非流動負債	114,408
有形固定資産	201,991	社債、借入金及びリース負債	94,825
のれん及び無形資産	53,796	退職給付に係る負債	8,917
持分法で会計処理されている投資	8,683	引当金	3,289
繰延税金資産	19,266	繰延税金負債	2,423
その他の金融資産	5,983	その他の金融負債	594
その他の非流動資産	10,054	その他の非流動負債	4,357
資 产 合 計	1,005,085	負 債 合 計	519,748
(資 本)		(資 本)	
		資本金	80,639
		資本剰余金	76,707
		利益剰余金	272,382
		自己株式	△ 323
		その他の資本の構成要素	43,871
		親会社の所有者に帰属する持分合計	473,277
		非支配持分	12,059
		資 本 合 計	485,336
		負 債 及 び 資 本 合 計	1,005,085

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	866,668
売上原価	579,699
売上総利益	286,969
販売費及び一般管理費	183,201
その他の収益	4,085
その他の費用	9,899
営業利益	97,953
金融収益	3,897
金融費用	4,185
持分法による投資損益	2,186
税引前利益	99,852
法人所得税費用	25,361
当期利益	74,491
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	71,401
非支配持分に帰属する当期利益	3,089

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	360,726
現金及び預金	69,617
受取手形	3,772
売掛金	66,729
電子記録債権	33,053
契約資産	19,829
製品	2,289
仕掛品	63,887
原材料及び貯蔵品	48,421
短期貸付金	33,702
その他	19,657
貸倒引当金	△ 232
固定資産	288,880
有形固定資産	100,776
建物及び構築物	45,227
機械及び装置	21,528
土地	20,131
建設仮勘定	8,863
その他	5,025
無形固定資産	30,877
ソフトウエア	14,682
ソフトウエア仮勘定	15,683
その他	511
投資その他の資産	157,227
投資有価証券	2,078
関係会社株式	110,462
関係会社出資金	26,101
長期貸付金	862
前払年金費用	5,224
繰延税金資産	10,889
その他	3,451
貸倒引当金	△ 1,843
資 产 合 计	649,607

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	214,415
支払手形	889
買掛金	25,169
電子記録債務	53,321
短期借入金	24,008
1年内返済予定の長期借入金	16,113
1年内償還予定の社債	15,000
未払法人税等	6,268
契約負債	41,886
賞与引当金	5,337
役員賞与引当金	189
完成工事補償引当金	804
製品保証引当金	2,888
工事損失引当金	1,190
その他	21,346
固定負債	82,644
社債	25,000
長期借入金	54,206
退職給付引当金	30
その他	3,407
負 債 合 計	297,059
(純 資 産 の 部)	
株主資本	352,318
資本金	80,639
資本剰余金	84,567
資本準備金	84,567
その他資本剰余金	0
利益剰余金	187,276
その他利益剰余金	187,276
特定株式取得積立金	75
繰越利益剰余金	187,201
自己株式	△ 165
新株予約権	229
純 資 産 合 計	352,547
負 債 純 資 産 合 計	649,607

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	358,668
売上原価	244,906
売上総利益	113,762
販売費及び一般管理費	84,763
営業利益	28,998
営業外収益	
受取利息	1,828
受取配当金	25,424
その他	324
	27,578
営業外費用	
支払利息	1,572
為替差損	599
コミットメントライン手数料	307
貸倒引当金繰入額	93
その他	287
	2,860
経常利益	53,716
特別利益	
固定資産売却益	15
投資有価証券売却益	5
	21
特別損失	
固定資産除却損	835
減損損失	234
投資有価証券売却損	223
出資金評価損	9
	1,302
税引前当期純利益	52,434
法人税、住民税及び事業税	7,716
法人税等調整額	△ 1,806
当期純利益	46,524

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

2025年2月19日

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北村嘉章
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 隅田拓也
指定有限責任社員 公認会計士 藤春暁子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

2025年2月19日

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北村嘉章
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 隅田拓也
指定有限責任社員 公認会計士 藤春暁子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2024年1月1日から2024年12月31までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第160期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。監査委員会といたしましては、グループ全体では正及び再発防止に向けた取り組みが適切になされていることを確認しており、引き続き再発防止策の実施状況とその実効性を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社 在原製作所 監査委員会

監査委員 監査委員 監査委員	北 西 山 峰	山 潤 峰	久 潤 明	恵 子 彦	印 印 印
----------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(注) 監査委員 北山久恵及び西山潤子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi One 3階

大手町三井ホール

日時

2025年3月26日(水曜日) 午前10時開会(受付開始 午前9時)

«ご留意事項»

- 本株主総会では、インターネットによるライブ中継も行いますので、ぜひライブ中継もご利用いただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- 車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。係員がご案内いたしますので、受付の係員へお申し付けください。
- お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通

地下鉄「大手町駅」下車 C4出口直結

- 千代田線
- 半蔵門線
- 丸ノ内線
- 東西線
- 都営三田線



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。